神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱

神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準

平成26年６月
（最終改正令和８年10月改正）

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

目　　次

１　神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱……１
要綱様式
（第１号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定申請書……８
（第２号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等事業者指定書……９
（第３号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等実施届……10
（第４号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等 変更・休講 届……11
（第５号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等 廃止・休止・再開 届
…12
（第６号様式）（第６号様式の２）修了証明書及び修了証明書(携帯用）13
（第７号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等実績報告書……14
（第８号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等修了者名簿……15

２　神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準（指定要綱第３条関係）
…16
（別添様式１）誓約書……20
別紙１　カリキュラム及び免除規定の取扱い（指定基準４関係）……21
別表１　各課程の目的・内容・科目及び時間数……22
別表２　科目免除一覧……32
（参考１）科目免除願……36
（参考２）介護業務従事証明書……37

別紙２　実習及び演習の取扱い（指定基準４関係）……38
（参考１）実習施設承諾書……42
（参考２）実習計画書……43
（参考３）演習計画書……45

別紙３　オンライン形式の取扱い（指定基準５関係）……47

別紙４　その他形式の取扱い（指定基準６関係）……51
（参考１）通信添削指導実施確認書……54

別紙５　講師の取扱い（指定基準７関係）……55
別表　講師要件……56
（参考１）講師履歴……65
（参考２）講師出講確認書……66

別紙６　補講等の取扱い（指定基準９関係）……67
（参考１）補講修了確認書……68

別紙７　修了証明書再発行の取扱い（指定基準10関係）……69

別紙８　受講者の本人確認について（指定基準11関係）……72

別紙９　事業廃止する場合の取扱い（指定基準13関係）……73

３　参考資料

○指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等
（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第22条第１項及び第２項に定める法律一覧

○神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月28日条例第75号）抜粋

神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年９月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）及び「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年１月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。）に定めるもののほか、障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修の事業指定に関し手続きその他必要な事項を定める。

（指定の申請）

第２条　研修事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、初回の研修の受講者の募集を開始する２ヶ月前までに、「障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定申請書」（第１号様式）のほか、初回の研修に係る次に掲げるものを知事に提出しなければならない。

（１）　研修事業担当部署の名称、所在地、電話番号、メールアドレス及び担当者名

（２）　研修の目的

（３）　定員、受講対象者（受講資格）及び応募手続き等（募集開始日含む。）

（４）　研修のカリキュラム及び日程表

（５）　研修会場（会場名及び所在地、使用備品を置いた平面図）

（６）　参加費及び収支予算書

（７）　使用テキスト

（８）　主な使用備品

（９）　演習計画書（タイムスケジュール・演習実施方法・演習内容等）

(10)　実習計画書及び実習受入承諾書（一部に弾力的運用により模擬実習・演習を取り入れる場合は、その実施方法を記載した計画書）

(11)　講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

(12)　研修修了の認定方法及び修了証明書の様式

(13)　研修責任者及び研修コーディネーターの履歴

(14)　研修の一部免除の有無（有の場合はその対象者と免除科目範囲）

(15)　添削を実施する場合、添削課題、解答及び解説

(16)　向こう２年間の研修計画及び財政計画

(17)　申請者の事業概要及び組織概要

(18)　申請者の収支状況及び資産状況

(19)　申請者の定款、寄附行為又はその他の規約

(20)　法人の登記事項証明書（３ヶ月以内に発行されたもの）

(21)（重度訪問介護従業者養成研修統合課程の場合）登録研修機関登録番号通知書の写し、筆記試験問題及び解答、喀痰吸引等研修講師履歴書の写し

(22)　神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等研修事業指定基準１（２）①～⑭に該当しない旨の誓約書

２　研修課程、研修形式が異なる研修を実施する場合は、それぞれ指定を受けなければならない。

（指定の決定）

第３条　知事は、指定の申請があったときは、別に定める「神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準」（以下「指定基準」という。）に基づき、審査する。

２　知事は、申請の内容が告示、部長通知又はこの要綱に規定する形式上の要件を満たさないときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

３　知事は、審査を行うにあたり、必要に応じて、申請内容について、関係者に対し照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

４　知事は、申請内容が指定基準を満たすと認められる場合、障害者居宅介護従業者基礎研修等事業者（以下「事業者」という。）としての指定を行い、申請者に対し、「障害者居宅介護従業者基礎研修等事業者指定書」（第２号様式）を交付する。

５　知事は、不指定の決定をしたときは、申請者に対し、理由を付してその旨の通知をする。

（受講者の募集等）

第４条　申請者は、指定を受ける前に受講者の募集を開始してはならない。また、期限までに次条に規定する届出をせずに募集開始してはならない。

２　事業者は、募集時に、研修の受講を希望する者に対して、次の事項を公開し研修内容等を明らかにしなければならない。

（１）　研修の目的、研修の名称、研修の課程、研修の形式及び事業者指定番号

（２）　研修実施場所

（３）　事業所の名称、所在地及び連絡先

（４）　募集期間及び研修期間

（５）　研修のカリキュラム

（６）　オンライン形式またはその他形式の場合その実施方法（添削指導及び面接指導の実施方法・評価方法及び認定基準・自宅学習中の質疑等への対応方法等）

（７）　講師の氏名

（８）　受講資格と受講手続き等（定員、受講決定方法を含む）

（９）　受講料、実習費等研修参加費用

(10)　実習施設等実習先

(11)　科目免除の取扱いとその手続き方法

(12)　研修修了の認定方法

(13)　研修を欠席した者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用等の取扱い

(14)　その他、研修受講に係る重要事項

（研修実施の届出）

第５条　事業者は、２回目以後の養成研修を実施するときは、その都度、受講者の募集を開始する２ヶ月前までに、「障害者居宅介護従業者基礎研修等実施届」（第３号様式）に、第２条第１項（１）から(14)に掲げるものを添付して知事に提出しなければならない。

２　知事は、第１項の届出について受理した場合は、事業者に通知するものとする。

３　知事は、第１項の届出の記載事項又は研修事業に関する必要書類の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、相当の期間を定めて当該届出の補正を求めることができる。

（変更等の届出）

第６条　事業者は、第２条の申請若しくは第５条の届出の内容を変更し又は第２条若しくは第５条の規定に基づき申請又は届出した養成研修を休講するときは、次の手続きにしたがって、「障害者居宅介護従業者基礎研修等変更・休講届」（第４号様式）に関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

（１）　事業者に関する事項について変更があった場合

第４号様式に、法人登記簿の履歴事項全部証明書、変更後の定款等を添付して、変更した日から10日以内に提出する。

（２）　研修に関する事項について変更をする場合

第４号様式に、変更後の関係書類を添付して、変更決定後10日以内に提出する。

（３）　養成研修を休講する場合

第４号様式に、休講理由を記入して、休講決定後10日以内に提出する。

２　知事は、前項の届出の記載事項又は研修事業に関する必要書類の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、相当の期間を定めて当該届出の補正を求めることができる。

（事業休止の届出）

第７条　事業者は、養成研修を４月から翌々年３月までの２年度間にわたり開講しない（開講する年度とは、研修開講日が属する年度をいう。）場合、その２年度に限り事業の休止をすることができる。

２　事業者は、前項の養成研修事業を休止又は休止した事業を再開する場合には、休止は事業者が決定後10日以内に、再開は研修の募集開始の２ヶ月前までに、「障害者居宅介護従業者基礎研修等事業 廃止・休止・再開届」（第５号様式）を知事に提出しなければならない。

３　養成研修を再開する場合には、前項の届出に合わせて、第５条第１項の規定に基づき養成研修の実施届を提出しなければならない。

４　知事は、第２項及び第３項の届出の記載事項又は研修事業に関する必要書類の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、相当の期間を定めて当該届出の補正を求めることができる。

（事業廃止の届出）

第８条　事業者は、研修事業を廃止する場合には、廃止をすることとした日から10日以内に、「障害者居宅介護従業者基礎研修等事業 廃止・休止・再開届」（第５号様式）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の届出の記載事項又は研修事業に関する必要書類の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、相当の期間を定めて当該届出の補正を求めることができる。

（調査及び指導等）

第９条　知事は、必要があると認めるときは、事業者に対して事業者及び研修事業の実施状況等について、報告及び書類の提出を求めることができる。また、必要に応じて事業者に対し出頭を求め、関係者に対して質問することができる。

２　知事は、必要があると認めるときは、事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査を行うことができる。

３　知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと判断したときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。

４　知事は、事業者が届出の内容が適当でないと知事の指示を受けたにもかかわらずその指示に従わないとき、改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。

（指定の取消し）

第10条　知事は、事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

（１）　指定基準１（１）に掲げる要件に適合しなくなったとき、又は１（２）①から⑭のいずれかに該当したとき。

（２）　指定申請、届出、実績報告等において、虚偽の申請、届出又は報告等を行ったとき。

（３）　届出の内容が適当でないと知事の指示を受けたにもかかわらずその指示に従わず、事業者又は研修事業が指定基準を満たさなくなったと認められるとき。

（４）　研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。

（５）　研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。

（６）　前条に定める報告、調査等に応じないとき又は改善の指導に従わないとき。

（聴聞）

第11条　第９条第３項及び第４項の研修事業の中止を命ずる場合及び第10条の指定の取消しを行う場合には、事業者に対する聴聞等必要な手続きを行うものとする。

（修了の認定及び証明書の交付）

第12条　事業者は、研修の講義、演習及び実習について、全カリキュラムを修了した者を研修修了者として認定する。

ただし、重度訪問介護従業者養成研修統合課程においては喀痰吸引等研修第三号研修の基本研修に相当する講義に係る筆記試験による修了評価を実施し、所定の水準を超えるものについて研修修了者として認定する。

２　事業者は、受講者に全てのカリキュラムを受講させるため、受講日程等に十分配慮し、また、受講者がやむを得ない事情によってカリキュラムの一部を受講しなかったときは、補講等により、同等の知識が得られるように努めなければならない。

３　事業者は、研修修了者に対し「修了証明書」（第６号様式）及び「修了証明書（携帯用）」（第６号様式の２）を交付する。

４　事業者は、公的機関の発行する証明書等により受講者の本人確認を行った上で、修了証明書を発行する。

（台帳の管理）

第13条　事業者は、部長通知の規定に基づき、研修修了者について氏名、住所、生年月日、研修の課程、修了年月日及び修了証明書の番号その他必要事項を記載した台帳を管理しなければならない。

２　事業者は、台帳の管理にあたって、安全かつ適正な措置を講じなければならない。

３　事業者は、台帳を永年保存し、受講者からの修了証明書の再発行の依頼に応じなければならない。

４　事業者は、研修事業を廃止した後においても、前項の義務を負う。

（実績報告書の提出）

第14条　事業者は、研修事業の終了後１ヶ月以内に、「障害者居宅介護従業者基礎研修等実績報告書」（第７号様式）に、「障害者居宅介護従業者基礎研修等修了者名簿」（第８号様式）及び次に掲げる書類を添付し、知事へ提出するものとする。なお、「障害者居宅介護従業者基礎研修等修了者名簿」（第８号様式）は、紙及び電磁的記録で提出するものとする。

（１）　受講者の出席簿の写し

（２）　実習修了確認書の写し

（３）　補講修了確認書の写し

（４）　講師出講確認書の写し

（５）　添削指導実施確認書の写し（添削を実施した場合）

（６）　免除者に関する証明書類（介護業務従事証明書、修了証明書等）の写し

（留意事項）

第15条　事業者は、研修事業の実施にあたり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、知り得た受講者等に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、受講者から、本人に係る個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供するよう努めなければならない。

３　事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成26年６月２日から施行する。

２　「神奈川県居宅介護従業者等養成研修事業指定要綱」は廃止する。

３　この要綱の施行の際、旧要綱により現に居宅介護従業者等養成研修事業の指定を受けている事業者については、この要綱に基づき、指定されたものとみなす。

４　この要綱の施行の際、旧要綱に基づき現に指定の申請又は届出が行われているものについては、この要綱の形式に基づく申請又は届出があったものとみなす。

５　この要綱の施行の際、現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。

附　則

１　この要綱は、平成27年１月23日から施行する。

２　この要綱の施行の際、旧要綱に基づき現に指定の申請又は届出が行われているものについては、この要綱の形式に基づく申請又は届出があったものとみなす。

３　この要綱の施行の際、現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。

附　則

１　この要綱は、令和３年１月18日から施行する。

2　この要綱の施行の際、旧要綱に基づき現に指定の申請又は届出が行われているものについては、この要綱の形式に基づく申請又は届出があったものとみなす。

3　この要綱の施行の際、現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。

4　この要綱の施行より前に開始した重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）及び行動援護従業者養成研修については、改正前の「神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準」別紙１「カリキュラム及び免除規定の取扱い」における別表１「【重度訪問介護従業者養成研修課程】（行動障害支援課程）」及び「【行動援護従業者養成研修課程】」に定める内容並びに別表２「科目免除一覧」における「【行動援護従業者養成研修】」に定める内容は、令和３年３月31日までの間は、なおその効力を有する。

附　則

1　この要綱は、令和３年８月19日から施行する。

2　この要綱の施行の際、旧要綱に基づき現に指定の申請又は届出が行われているものについては、この要綱の形式に基づく申請又は届出があったものとみなす。

3　この要綱の施行の際、現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。

附　則

1　この要綱は、令和６年12月２日から施行し、令和７年４月１日以降に実施する研修事業より適用する。

2　この要綱の施行の際、旧要綱に基づき現に指定の申請又は届出が行われているものについては、この要綱の形式に基づく申請又は届出があったものとみなす。

3　この要綱の施行の際、現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。

附　則

1　この要綱は、令和８年10月８日から施行し、令和９年４月１日以降に実施する研修事業より適用する。

2　この要綱の施行の際、適用日以降に開始する研修について、旧要綱に基づき現に指定の申請又は届出が行われているものは、この要綱の形式に基づく申請又は届出があったものとみなす。

3　この要綱の施行日以降に申請又は届出を行い、かつ適用日以前に開始する研修事業については、旧要綱の形式及び様式に基づく申請又は届出を行うものとする。

（第１号様式）

障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定申請書

年　　月　　日

神 奈 川 県 知 事　殿

申請者
（所在地）〒
（法人名）
（代表者名）
（電話）

神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱の規定に基づき、次の研修課程の事業の指定を受けたいので、関係資料を添付の上申請します。

１　研修の課程

２　研修の形式

３　事業所の所在地（複数ある場合は、すべて記載すること）

４　初回研修の実施期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

５　初回研修の受講者定員　　名

［添付資料］
（１）　研修事業担当部署の名称、所在地、電話番号、メールアドレス及び担当者名
（２）　研修の目的
（３）　定員、受講対象者(受講資格)及び応募手続き等（募集開始日含む。）
（４）　研修のカリキュラム及び日程表
（５）　研修会場（会場名及び所在地、使用備品を置いた平面図）
（６）　参加費及び収支予算書
（７）　使用テキスト
（８）　主な使用備品
（９）　演習計画書（タイムスケジュール・演習実施方法・演習内容等）
(10)　実習計画書及び実習受入承諾書（一部に弾力的運用により模擬実習・演習を取り入れる場合は、その実施方法を記載した計画書）
(11)　講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
(12)　研修修了の認定方法及び修了証明書の様式
(13)　研修責任者及び研修コーディネーターの履歴
(14)　研修の一部免除の有無（有の場合はその対象者と免除科目範囲）
(15)　添削を実施する場合、添削課題、解答及び解説
(16)　向こう２年間の研修計画及び財政計画
(17)　申請者の事業概要及び組織概要
(18)　申請者の収支状況及び資産状況
(19)　申請者の定款、寄附行為又はその他の規約
(20)　法人の登記事項証明書（３ヶ月以内に発行されたもの）
(21)　（重度訪問介護従業者養成研修統合課程の場合）登録研修機関登録番号通知書の写し、筆記試験問題及び解答、喀痰吸引等研修講師履歴書の写し
(22)　誓約書

（第２号様式）

障害者居宅介護従業者基礎研修等事業者指定書

法　　人　　名

代　表　者　名

所　　在　　地

事業所の所在地

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年９月29日厚生労働省告示第538号）に規定する研修を行う機関として指定する。

指 定 番 号

研修の課程

研修の形式

年　　月　　日

神奈川県知事

（第３号様式）

障害者居宅介護従業者基礎研修等実施届

年　　月　　日

神 奈 川 県 知 事　殿

申請者
（所在地）〒
（法人名）
（代表者名）
（電話）
（事業者指定番号）

年　　月　　日付け第　　号により指定を受けた研修事業について、次のとおり実施しますので関係資料を添付の上届け出ます。

１　研修の名称

２　研修の課程

３　研修の形式

４　研修実施期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

５　受講者定員　　名

［添付資料］
（１）　研修事業担当部署の名称、所在地、電話番号、メールアドレス及び担当者名
（２）　研修の目的
（３）　定員、受講対象者（受講資格）及び応募手続き等（募集開始日含む。）
（４）　研修のカリキュラム及び日程表
（５）　研修会場（会場名及び所在地、使用備品を置いた平面図）
（６）　参加費及び収支予算書
（７）　使用テキスト
（８）　主な使用備品
（９）　演習計画書（タイムスケジュール・演習実施方法・演習内容等）
(10)　実習計画書及び実習受入承諾書（一部に弾力的運用により模擬実習・演習を取り入れる場合は、その実施方法を記載した計画書）
(11)　講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
(12)　研修修了の認定方法及び修了証明書の様式
(13)　研修責任者及び研修コーディネーターの履歴
(14)　研修の一部免除の有無（有の場合はその対象者と免除科目範囲）

（連絡先
担当部署
担当者名
電話番号
メールアドレス）

（第４号様式）

障害者居宅介護従業者基礎研修等 変更・休講 届

年　　月　　日

神 奈 川 県 知 事　殿

事業者
（所在地）〒
（法人名）
（代表者名）
（電　話）
（事業者指定番号）

　　年　　月　　日付けで届け出ました研修事業について、次の理由により　変更　・休講　したいので届け出ます。

１　研修の名称

２　研修実施期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

３　変更の内容（休講の場合は休講理由）
　（変更前）

　（変更後）

４　変更の理由

５　添付書類

（連絡先
　担当部署
　担当者名
　電話番号
　メールアドレス）

（第５号様式）

障害者居宅介護従業者基礎研修等事業 廃止・休止・再開 届

年　　月　　日

神 奈 川 県 知 事　殿

事業者
（所在地）〒
（法人名）
（代表者名）
（電　話）
（事業者指定番号）

年　　月　　日付け第　　号により指定を受けた研修事業について、次の理由により　廃止　・　休止　・　再開　したいので届け出ます。

１　研修の名称及び指定番号

２　研修の課程

３　研修の形式

４　届出事項発生の時期（休止の場合は、予定期間も記載してください。）

年　　月　　日

（休止予定期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日）

５　理由

６　添付書類

連絡先
担当部署
担当者名
電話番号
メールアドレス

（第６号様式）

第　　号

修了証明書

氏　　名

年　　月　　日生

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年九月二十九日厚生労働省告示第五百三十八号）に規定する研修の（別記）課程を修了したことを証明する。

年　　月　　日

研修事業者名

代表者名　　印

（第６号様式の２）

第　　号

修了証明書（携帯用）

氏　　名

年　　月　　日生

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年九月二十九日厚生労働省告示第五百三十八号）に規定する研修の（別記）課程を修了したことを証明する。

年　　月　　日

研修事業者名

代表者名　　印

（別記）を

- 障害者居宅介護従業者基礎研修
- 重度訪問介護従業者養成研修基礎
- 重度訪問介護従業者養成研修追加
- 重度訪問介護従業者養成研修統合
- 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援
- 同行援護従業者養成研修一般
- 同行援護従業者養成研修応用
- 行動援護従業者養成研修

に置き換えること

※　重度訪問介護従業者養成研修の基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合、基礎課程と追加課程それぞれの修了証明書を交付すること。

※　同行援護従業者養成研修の一般課程と応用課程を同時並行的に実施する場合、一般課程と応用課程それぞれの修了証明書を交付すること

（第７号様式）

障害者居宅介護従業者基礎研修等実績報告書

年　　月　　日

神 奈 川 県 知 事 殿

事業者
（所在地）〒
（法人名）
（代表者名）
（電　話）
（事業者指定番号）

　　年　　月　　日付けで届け出ました研修事業が終了したので、実施結果及び修了者について次のとおり報告します。

１　研修の名称及び研修の課程

２　研修の形式

３　研修実施期間
　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

４　受講者数・研修修了者数
　　受講者数　　名
　　研修修了者数　　名
　　補講予定　　名
　　辞退者　　名

＊本人確認の実施　　実施済み　・　　名未実施

５　研修修了者及び研修実施状況
　　添付資料のとおり

添付資料
（１）　障害者居宅介護従業者基礎研修等修了者名簿（第８号様式）
（２）　受講者の出席簿の写し
（３）　実習修了確認書の写し
（４）　補講修了確認書の写し
（５）　講師出講確認書の写し
（６）　添削指導実施確認書の写し（添削を実施した場合）
（７）　免除者に関する証明書類（介護業務従事証明書、修了証明書等）の写し

連絡先
　　担当部署
　　担当者名
　　電話番号
　　メールアドレス

障害者居宅介護従業者基礎研修等修了者名簿

（第８号様式）

事業者名　　所在地

研修課程　　（指定番号）　　研修会場

研修期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

※生年月日・開講日・修了年月日のセルの書式設定は「日付」とする。文字入力にしない。半角英数で入力。（例：H26.4.1）

※このエクセルファイルの様式により作成する。紙・電磁的記録の両方で提出すること。勝手に欄を作成・修正しないこと。

	課程名	指定番号	事業者名	開講年度（西暦下2桁）	修了証明書番号	氏（漢字）	名（漢字）	氏（ふりがな）ひらがな全角	名（ふりがな）ひらがな全角	生年月日	住所 市町村名 政令市は区まで	住所（町名・丁目・番地・号）	開講日	修了年月日	研修受講歴による免除			従事経験による免除			備考
															研修課程名	修了年月日	実施事業者名	従事業務内容	従事期間	従事経験証明事業者名	
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					
23																					
24																					
25																					
26																					
27																					
28																					
29																					
30																					

神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準

平成26年６月２日適用
一部改正　平成27年１月23日適用
一部改正　平成27年５月18日適用
一部改正　令和３年１月18日適用
一部改正　令和３年８月19日適用
一部改正　令和６年12月２日適用
一部改正　令和９年４月１日適用

神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱第３条の規定に基づき、障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修事業の指定基準を次のとおり定める。

１　事業者

（１）事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

① 原則として法人格を有し、概ね１年以上、安定した事業運営実績があり、適正な研修事業の実施に支障がないと認められること。

② 原則として県内に研修事業の拠点となる設備と研修を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、研修事業を統括する体制があること。

③ 研修事業を適正かつ円滑に実施するために、必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。

④ 研修事業の財務処理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類を整備されていること。

⑤ 必要な研修会場・備品・教材等が確保されており、基準を満たした講師を適切な人数確保し、本基準に定めるカリキュラムの内容に従った研修を実施できること。

⑥ 実施届、変更等の届出、実績報告書の提出等、指定要綱に定める手続きが適正に履行できると認められること。

⑦ 研修事業に係る書類の管理について、受講者の個人情報保護に留意し、適正に行われる体制であること。

⑧ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程においては、指定申請時点で社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第４条及び第13条第１号ハに基づく第３号研修課程（喀痰吸引等研修第３号研修課程）の登録を受けた登録研修機関（以下「以下登録研修機関」という。）であること。

⑨ オンライン形式もしくはその他形式の実施については、同一課程における研修実施実績が

ある事業者であること。

（２）上記（１）の要件を満たしている場合においても、申請者が次の①～⑭のいずれかに該当するときは、指定しない。申請者は、事業指定申請書に該当しない旨の「誓約書」（別添様式１）を添付すること。

① 本県又は他の都道府県において、過去５年以内に、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年９月29日厚生労働省告示第538号）第１条第３号から第７号に掲げる研修を実施する事業者としての不指定又は指定の取消し等の処分を受けた者であるとき。

② 本県又は他の都道府県において、過去５年以内に、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第３条第１項第２号に定める介護員養成研修事業者としての不指定又は指定の取消し等の処分を受けた者であるとき。

③ 本県、他の都道府県、指定都市又は中核市において、過去５年以内に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は改正前の障害者自立支援法（平成１７年法律第123号）に基づくサービス事業者としての指定を取り消された者であるとき。

④ 本県、他の都道府県、指定都市又は中核市において、過去５年以内に、介護保険法（平成９年法律第123号）に基づく介護保険サービス事業者としての指定または許可を取り消された者であるとき。

⑤ 上記①～④の取り消し等の処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による聴聞の通知後、処分決定前に当該事業の廃止の届出をした者で、当該届出日から５年を経過しない者であるとき。

⑥ 申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第22条第1項及び第２項に定めるその他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

⑦ 申請者の代表者が、上記①～⑥までのいずれかに該当する法人において、当該処分の理由となった事実があったとき又はその事実が継続している間にその代表者であった者であるとき。

⑧ 申請者の代表者が、上記⑥に該当する者であるとき又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

⑨ 申請者又は申請者の代表者が、居宅介護従業者等の養成に係る研修、介護員養成研修及び関係法令に係る研修等又は障害者サービス及び介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他の処分を受けて改善がなされていない、又は継続的な

指導を受けているなどの事実によって、適正な研修事業の実施能力に疑義を生じさせる者であるとき。

⑩ 申請者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「条例」という。）第２条第５号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき又は申請者の役員等が条例第２条第４号に定める暴力団員等と認められる者であるとき。

⑪ 申請者が、条例第23条第１項に違反していると認められるとき。

⑫ 申請者が、条例第23条第２項に違反していると認められるとき。

⑬ 申請者及び申請者の役員等が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

⑭ 申請者が、納付すべき租税公課を滞納している者であるとき。

２　受講者

（１）受講者は、各研修課程の養成目的にあった者で、原則として、居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業又は行動援護事業に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は従事している者とする。

３　研修会場

（１）科目内容に応じて十分な広さと設備等を有し、研修を実施するにあたり、適切な環境条件にある研修会場を確保するものとする。なお、会場の広さは受講者1人あたり1.65㎡以上あること。

（２）会場は、必ずしも事業者の自己所有に限るものではないが、研修実施期間中の確保が、確実であることを書面により確認できるものとする。

（３）県が会場の状況を現に確認する必要があると判断した場合には、その調査に協力するものとする。

４　研修のカリキュラム及び科目の免除

各研修課程のカリキュラム及び免除することができる科目の取扱いは、別紙１「カリキュラム及び免除規定の取扱い」及び別紙２「実習及び演習の取扱い」による。

５　オンライン形式による研修事業の方法

（１）講義をオンライン形式で行う場合は、別紙３「オンライン形式の取扱い」による。

（２）添削指導を実施した場合は「添削指導実施確認書」（参考１）を作成し、実績報告書にその写しを添付する。

６　その他形式による研修事業の方法

（1）講義をその他形式で行う場合は、別紙４「その他形式の取扱い」による。
（2）「添削指導実施確認書」（参考１）を作成し、実績報告書に
その写しを添付する。

7　講師
各科目を担当する講師は、原則として、別紙５「講師の取扱い」による。

8　研修責任者と研修コーディネーター
（1）事業者は、申請内容に沿った安全かつ適正な研修の実施を常に確認し、研修の運営に関し適切な判断と指示を行うことができる研修責任者を選定するものとする。
（2）事業者は、研修の実施に際し、個々の科目や講師による研修効果のばらつきをなくし、均一で質の高い研修を実施するために、研修に関係する各団体等と調整することができ、研修の内容に関し、知識と経験を有した研修コーディネーターを選定するものとする。

9　補講等の実施方法
受講者がやむを得ない事情によってカリキュラムの一部を受講しなかった場合は、別紙６「補講等の取扱い」により補講等を実施するものとする。

10　修了証明書の交付
（1）修了証明書の大きさは任意とするが、文章は要綱の第６号様式のとおりとする。
（2）受講者が修了証明書を紛失等した場合の対応は、別紙７「修了証明書再発行の取扱い」による。

11　受講者の本人確認
受講者の本人確認の実施については、別紙８「受講者の本人確認について」により行い、偽名等により修了証明書を発行することのないように努める。

12　台帳等の保存期間
（1）台帳は永年保存し、修了証明書の再発行等に対応できるように、保管する。
（2）研修事業に関する書類（申請書・届出の控え、受講者の出席状況及び成績に関する書類、講師の出講状況に関する書類、研修日誌、実習記録等）は、研修終了後５年間保存する。

13　事業廃止する場合の取扱い
講習事業を廃止した場合の取扱いについては、別紙９「事業廃止する場合の取扱い」による。

別添様式１

誓約書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

申請者
（所在地）〒
（法人名）
（代表者名）
（電　話）

１　障害者居宅介護従業者基礎研修等事業者の指定を受けるにあたって、神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱・指定基準その他関係法令等を遵守することを
誓約します　・　誓約しません

２　下記のいずれにも該当しないことを　誓約します　・　誓約しません

① 本県又は他の都道府県において、過去５年以内に、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年９月 29 日厚生労働省告示第 538 号）第１条第３号から第７号に掲げる研修を実施する事業者としての不指定又は指定の取消し等の処分を受けた者であるとき。

② 本県又は他の都道府県において、過去５年以内に、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第３条第１項第２号に定める介護員養成研修事業者としての不指定又は指定の取消し等の処分を受けた者であるとき。

③ 本県又は他の都道府県、指定都市又は中核市において、過去５年以内に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）又は改正前の障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づくサービス事業者としての指定を取り消された者であるとき。

④ 本県又は他の都道府県、指定都市又は中核市において、過去５年以内に、介護保険法（平成９年法律第 123 号）に基づく介護保険サービス事業者としての指定または許可を取り消された者であるとき。

⑤ 上記①～④の取り消し等の処分に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 15 条の規定による聴聞の通知後、処分決定前に当該事業の廃止の届出をした者で、当該届出日から５年を経過しない者であるとき。

⑥ 申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 22 条第 1 項及び第２項に定めるその他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

⑦ 申請者の代表者が、上記①～⑥までのいずれかに該当する法人において、当該処分の理由となった事実があったとき又はその事実が継続している間にその代表者であった者であるとき。

⑧ 申請者の代表者が、上記⑥に該当する者であるとき又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

⑨ 申請者又は申請者の代表者が、居宅介護従業者の養成に係る研修、介護員養成研修及び関係法令に係る研修等又は障害者サービス及び介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他の処分を受けて改善がなされていない、又は継続的な指導を受けているなどの事実によって、適正な研修事業の実施能力に疑義を生じさせる者であるとき。

⑩ 申請者が、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「条例」という。）第２条第５号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき又は申請者の役員等が条例第２条第４号に定める暴力団員等と認められる者であるとき。

⑪ 申請者が、条例第 23 条第１項に違反していると認められるとき。

⑫ 申請者が、条例第 23 条第２項に違反していると認められるとき。

⑬ 申請者及び申請者の役員等が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

⑭ 申請者が、納付すべき租税公課を滞納している者であるとき。

別紙１

カリキュラム及び免除規定の取扱い

１　カリキュラムについて

(1) 各課程の目的、内容、科目及び時間数は、別表１「各課程の目的・内容・科目及び時間数」のとおりとする。

(2) 演習実施前に必要な知識の学習が行えるようにカリキュラムを設定する。特に実習については、講義、演習をすべて履修した後に行う。

(3) 受講時間数は、各課程で定める各科目の内訳時間数以上とし、各サービスの従事者として活動する上で必要と認められる科目を追加することができる。（追加した科目がある場合は、科目名及び時間数が解るように記載すること。）

２　免除規定について

(1) 各課程について、免除対象者及び受講者の希望により免除できる研修科目及び研修時間は、別表２「科目免除一覧」に定めるとおりとする。

(2) 免除の手続き等

①　研修の一部免除を受けようとする者は、事業者に対して、科目免除願(参考１)に本免除規定に該当する免除対象者であることを証明する書類又は介護業務従事証明書（参考２）を添付して提出する。

②　事業者は、免除該当者がいる場合には、上記①に規定する書類を受領、確認の上、免除の取扱いをし、証明書類の写しを「障害者居宅介護従業者基礎研修等実績報告書」(第７号様式)に添付して提出する。

別表１　各課程の目的・内容・科目及び時間数

【障害者居宅介護従業者基礎研修課程】

居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

区分	科　目　名	規定時間
講義	福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	3時間
	・サービス提供の基本視点	3
	障害者福祉及び老人福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	4時間
	・障害者(児)福祉の制度とサービス	2
	・高齢者福祉の制度とサービス	2
	居宅介護に関する講義	3時間
	・ホームヘルプサービス概論　(居宅介護従業者の職業倫理を含む)	3
	障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義	3時間
	・サービス利用者の理解	3
	基礎的な介護技術に関する講義	3時間
	・介護概論	3
	家事援助の方法に関する講義	4時間
	・家事援助の方法	4
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	5時間
	・医学の基礎知識	3
	・心理面への援助方法	2
演習	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	4時間
	・　共感的理解と基本的態度の形成	4
	基礎的な介護技術に関する演習	10時間
	・介護技術入門	10
	事例の検討等に関する演習	3時間
	・ホームヘルプサービスの共通理解	3
実習	生活介護を事業所等のサービス提供現場の見学	8時間
	・　在宅サービス提供現場見学	8

合計履修時間	講　義	25
	演　習	17
	実　習	8
	合　計	50

【重度訪問介護従業者養成研修課程】

（基礎課程）

基礎課程は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等に対する入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

	科　目　名	規定時間	目　　的　・　備　　考
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	（目的） ・障害者総合支援法の概要、重度訪問介護の制度とサービスその役割や位置付けについて理解する。 ・重度訪問介護利用者の障害・疾病、心理、地域生活、社会参加、重度訪問介護従業者の職業倫理等について理解する。
	基礎的な介護技術に関する講義	1	（目的） ・介護の目的、機能と基本原則、介護ニーズと基本的対応、福祉用具の基礎知識と活用等について理解する。
	計	3時間	
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	5	（目的） ・肢体不自由者の介護現場を通じて、基礎的な介護と肢体不自由者とのコミュニケーションを体験する。 （備考） ・5時間のうち2.5時間を超えない範囲で、基礎的な介護技術についての演習に代えることができる。
	外出時の介護技術に関する実習	2	（目的） ・外出時の付き添い方法等を体験する。 （備考） ・2時間のうち1時間を超えない範囲で、外出時の介護技術についての演習に代えることができる。
	計	7時間	

合計 10時間

（追加課程）

(1) 追加課程は、基礎課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を修得することを目的として、基礎課程を修了した者を対象として行われるものとする。ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に実施する場合はこの限りではない。

※ 介護福祉士、実務者研修修了者、(居宅)介護職員初任者研修修了者（旧課程の訪問介護員(ヘルパー）各課程修了者、介護職員基礎研修研修課程修了者を含む）は、既に重度訪問介護の従業者としての要件を満たすため、追加課程のみを受講することもできる。

(2) 追加課程の講義については、ビデオ(厚生労働省監修)視聴による研修受講を認める。

	科　目　名	規定時間	目　　的　・　備　　考
講義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4	（目的） ・業務において直面する頻度の高い障害・疾病について理解するとともに、介護職としての支援の方法を理解する。 ・肢体不自由者の原因疾患及び症状、医療・看護との連携、非医行為の範囲、医療機器･医療用具の使用目的や使用上の留意点等について理解する。
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	（目的） ・言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションについて理解する。 ・意思疎通に著しい困難を有する重度肢体不自由者とのコミュニケーション技法について理解する。
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1	（目的） ・緊急時の対応と危険防止のための留意点、緊急時の連絡・連携と介護職員の役割、安全な食事介助等について理解する。
	計	7時間	
実習	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3	（目的） ・重度肢体不自由者の介護を体験する。 （備考） ・在宅等で生活する障害支援区分５又は６である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場（１か所以上）で実習すること。
	計	3時間	

合計 10時間

（統合課程）

(1) 統合課程は、基礎課程、追加課程及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚令49号）附則第四条に規定する喀痰吸引等研修第三号研修の基本研修を統合したものとして行われるものとする。

(2) 統合課程を実施する事業者は、社会福祉士及び介護福祉士法附則第6条に定める登録研修機関（喀痰吸引等研修登録研修機関）の登録を受けていること。

(3) 統合課程の講義及び演習のうち次の科目の実施については、喀痰吸引等研修実施要綱（平成24年3月30日社援発0330第43号）等によるものとし、その内容は社会福祉士法及び介護福祉士法施行規則別表第3第1号の基本研修の内容で実施すること。

・重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義

・喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①

・経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②

・喀痰吸引等に関する演習

(4) 上記(3)に記載の科目のうち講義については、筆記試験により知識の修得を確認する。試験は客観式問題（四肢択一）により行い、問題数２０問、試験時間３０分を下限とする。

　　は社会福祉士法及び介護福祉士法施行規則別表第3第1号の基本研修に相当する研修科目

	教　科　名	規定時間	目　的・備　考
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	（目的） ・障害者総合支援法の概要、重度訪問介護の制度とサービスその役割や位置付けについて理解する。 ・重度訪問介護利用者の障害・疾病、心理、地域生活、社会参加、重度訪問介護従業者の職業倫理等について理解する。 （備考） 　地域生活等に関する部分については、研修の対象である行為を受ける「特定の者」の状況等により必要となる講義内容を設定すること。
	基礎的な介護技術に関する講義	1	（目的） ・介護の目的、機能と基本原則、介護ニーズと基本的対応、福祉用具の基礎知識と活用等について理解する。
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	（目的） ・言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションについて理解する。 ・意思疎通に著しい困難を有する重度肢体不自由者とのコミュニケーション技法について理解する。
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	（目的） ・喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害や喀痰吸引の手順を正しく理解し、緊急時の対応及び危険防止に関する知識を習得する。 (内容) ・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引概説 ・口腔内・鼻腔内・器官カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、注意点　　等
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3	（目的） ・経管栄養を必要とする重度障害者の障害や経管栄養の手順を正しく理解し、緊急時の対応及び危険防止に関する知識を習得する。 （内容） ・健康状況の把握 ・食と排泄（消化）について ・経管栄養概説 ・胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点　　等
	計	11時間	

	教　　科　　名	規定時間	目　　的　・　備　　考
演習	喀痰吸引等に関する演習	1	（目的）演習シミュレータや吸引装置等の機器を用いて喀痰吸引等の手順を修得する。 （内容） ・喀痰吸引（口腔内） ・喀痰吸引（鼻腔内） ・喀痰吸引（気管カニューレ内部） ・経管栄養（胃ろう・腸ろう） ・経管栄養（経鼻）
	計	1時間	
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	（目的） ・肢体不自由者の介護現場を通じて、基礎的な介護と肢体不自由者とのコミュニケーションを体験する。 （備考） ・3時間のうち1.5時間を超えない範囲で、基礎的な介護技術についての演習に代えることができる。
	外出時の介護技術に関する実習	2	（目的） ・外出時の付き添い方法等を体験する。 （備考） ・2時間のうち1時間を超えない範囲で、外出時の介護技術についての演習に代えることができる。
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	（目的） ・重度肢体不自由者の介護を体験する。 （備考） ・在宅等で生活する障害支援区分５又は６である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場（１か所以上）で実習すること。
		8.5時間	

合計 20.5時間

（行動障害支援課程）

(1) 行動障害支援課程は、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

(2) 行動障害支援課程の内容は、地域生活支援事業の強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）と同様のものとなっていることから、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)」に沿ったものであること。また、特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワークが作成した本研修テキストがあるので、本課程実施の参考にされたい。

	科　目　名	規定時間	内容	
講義	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5	強度行動障害の理解	・支援の基本的考え方 ・強度行動障害の状態 ・行動障害が起きる理由 ・障害特性の理解
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5	研修の意義	・行動障害と虐待防止 ・家族の気持ち/実践報告
			支援のアイデア	・障害特性に基づいた支援
			チームプレイの基本	・チームプレイの必要性
			実践報告	・児童期及び成人期における支援の実際
	計	6.5時間		
演習	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1	基本的な情報収集	・行動を見る視点
	行動障害がある者の固有のｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝの理解に関する演習	3	チームプレイの基本	・支援手順書に基づく支援の体験
			強度行動障害の理解	・困っていることの体験
	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.5	特性の分析	・特性の把握と適切な対応
	計	5.5時間		

合計 12時間

【同行援護従業者養成研修課程】

※「同行援護」サービスは、従来の移動支援とは異なり、単なる移動支援ではなく情報提供を含む外出時の同行に関する支援を行うものであるから、情報提供・情報支援に関する内容を適切に行なうこと。

(一般課程)

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

	科　目　名	規定時間	目　　的	研修内容
講義	外出保障	1	視覚障害者（児）の外出について考えるとともに、生活を支える視点や視覚障害者（児）の外出保障を担うことを理解する。	・外出保障とは ・外出保障の歴史 ・外出保障の現状
	視覚障害の理解と疾病①	1	視覚障害者（児）の様々な見え方、見えにくさによる不便さ、および業務において直面する頻度の高い疾病についての留意点を学び、具体的な支援について理解する。	・視覚障害の理解（視覚障害による不便さ、必要な情報）
	視覚障害の理解と疾病②	0.5		・視覚障害と疾病の理解（様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント）
	視覚障害者（児）の心理	1	視覚障害者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について理解する。	・全盲の心理 ・ロービジョンの心理 ・視機能低下の心理 ・障害発生時期の心理 ・外出時の心理
	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5	障害者（児）福祉の制度とサービスの変遷を踏まえ、関係法や制度を理解する。同行援護従業者が外出時に活用可能な制度、および視覚障害者（児）が利用する関係施設を理解する。	・障害者福祉の動向 ・障害者福祉に関連する法律 ・障害者総合支援法 ・視覚障害に関する施設等 ・障害者を対象としたその他の制度
	同行援護の制度	1	同行援護の成り立ちや制度の仕組み、同行援護以外の外出制度等について理解する。	・同行援護以前の外出支援制度の歴史 ・同行援護制度の概要 ・他の外出支援制度との関係 ・同行援護制度の課題
	同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	従業者の役割、派遣の流れ、具体的な業務内容と職業倫理を理解する。利用者の様々な状態に合わせた支援方法や外出に必要な知識を理解する。	・同行援護従業者の業務内容 ・同行援護従業者の職業倫理 ・同行援護の実際（様々な利用者への対応等）
		8.5時間		
講義・演習	情報提供	2	情報提供の方法や内容を理解し、実際の場面別の情報提供方法を習得する。	・情報提供とは ・情報提供の内容 ・場面別情報提供の実際 ・情報提供時の配慮 ・演習（３題程度）
	代筆・代読①	1	代読・代筆の内容を理解し、実際の場面別の代読・代筆の方法を習得する。	・代読（業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点） ・代筆（業務における代筆、代筆の範囲・基本的な方法、留意点・代筆できないもの） ・演習（代読１題・代筆１題）
	代筆・代読②	0.5		・代読・代筆の具体的な方法
		3.5時間		

演習	誘導の基本技術①	4	誘導に必要な情報提供と基本技術を習得する。	・椅子への誘導・階段（スロープ、溝などをまたぐ、段差）
	誘導の基本技術②	3		・基本姿勢・歩く（誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やってはいけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換） ・狭いところの通過、ドアの通過
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4	様々な場面での具体的な誘導方法を習得する。実際の街歩きにより、誘導時の留意点や具体的な誘導技術を習得する。	・共通（トイレ、食事） ・街歩き（歩道、歩車道の区別ない道路、天候、踏切、グレーチング、混雑地、様々なドア、様々な階段）
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1		・場面別（病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭）
	交通機関の利用	4	交通機関の乗降練習等を通して、移動支援技術を習得するとともに、乗車中の留意点を理解する。	・電車の乗降 ・バスの乗降 ・車の乗降 ・船・飛行機の乗降
		16時間		

合計 28時間

（応用課程）

応用課程は、サービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として、一般課程修了者を対象として行われるものとする。

ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより、同時並行的に実施する場合はこの限りではない。

	科　目　名	規定時間	目　　的	研修内容
講義	サービス提供責任者の業務	1	事業所やサービス提供責任者の役割を学び、利用者のニーズに基づいた質の高い派遣がサービス提供責任者の下で行えるようにする。	・事業所の体制 ・事業所の役割 ・サービス提供責任者の役割 ・サービス提供責任者の業務
	様々な利用者への対応	1	利用者の多様化について理解し、重複障害等の特性を踏まえた外出に必要な知識を学ぶ。	・高齢化、障害の重度化・重複化の現状 ・高齢の視覚障害者、重複障害者への支援の留意点
	個別支援計画と他機関との連携	1	サービス等利用計画に基づき、サービス提供責任者が事業所で策定する個別支援計画や関係機関との連携等について理解する。	・個別支援計画の策定 ・関係機関との連携
	業務上のリスクマネジメント	1	事業所としてリスクマネジメントを図るため、同行援護従業者の派遣にあたり発生の可能性がある事故や発生時の管理体制等について理解する。	・事業所のリスクマネジメント ・同行援護従業者のリスクマネジメント ・事故発生時の管理体制
	従業者研修の実施	1	事業所内の同行援護従業者に対する研修の目的や内容等について理解する。	・従業者研修の目的 ・従業者研修の内容 ・従業者の質の向上のための工夫
	同行援護の実務上の留意点	1	同行援護制度の実務上の留意点や他の福祉制度との関係について学ぶ。	・同行援護の制度上の留意点 ・同行援護の実務上の留意点 ・介護保険制度との関係
	計	6時間		

※平成18年度～平成23年度まで神奈川県が実施していた「盲ろう通訳・介助員養成講習」は、同行援護従業者養成研修一般課程に相当するものとして神奈川県知事が認める研修とします。（県障害サービス課通知による。）

【行動援護従業者養成研修課程】

(1) 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

(2) 行動援護従業者養成研修課程の内容は、地域生活支援事業の強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）と同様のものとなっていることから、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)」に沿ったものであること。また、特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワークが作成した本研修テキストがあるので、本課程実施の参考にされたい。

	科　目　名	規定時間	内　容	
講義	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5	強度行動障害の理解	・支援の基本的考え方 ・強度行動障害の状態 ・行動障害が起きる理由 ・障害特性の理解
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5	研修の意義	・行動障害と虐待防止 ・家族の気持ち/実践報告
			支援のアイデア	・障害特性に基づいた支援
			チームプレイの基本	・チームプレイの必要性
			実践報告	・児童期及び成人期における支援の実際
	強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	3	支援を組み立てるための基本	・強度行動障害の支援に必要な知識
			組織的なアプローチ	・組織的なアプローチの重要性
	強度行動障害と生活の組立てに関する講義	0.5	実践報告	・チームによる支援の実際
	計	10時間		

	科　目　名	規定時間	内　容	
演習	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1	基本的な情報収集	・行動を見る視点
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3	チームプレイの基本	・支援手順書に基づく支援の体験
			強度行動障害の理解	・困っていることの体験
	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.5	特性の分析	・特性の把握と適切な対応
	障害特性の理解とアセスメントに関する演習	3	アセスメントの方法	・具体的なアセスメントの方法 ・障害特性に基づくアセスメント
	環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	3	手順書の作成	・アセスメントに基づく支援手順書の作成
	記録に基づく支援の評価に関する演習	1.5	記録の分析と支援手順書の修正	・記録の方法 ・記録の分析と支援手順書の修正
	危機対応と虐待防止に関する演習	1	関係機関との連携	・関係機関（医療機関等）との連携の方法
	計	14時間		

合計　24時間

別表２

科目免除一覧

※重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程・行動障害支援課程）、同行援護従業者養成研修（応用課程）については免除なし。

【障害者居宅介護従業者基礎研修課程】

対象者	免除できる科目及び時間
(1) 介護等の実務経験を有する者 生活介護を行う事業所等での従業期間が 365 日以上かつ従事日数 180 日以上の者	実習　8 時間 (生活介護を行う事業所等のサービス提供現場の見学)
(2) 重度訪問介護従業者養成研修 ・基礎課程修了者	・ホームヘルプサービス概論のうち重度の肢体不自由者に関するもの ・介護概論のうち重度の肢体不自由者に関するもの
(3) 重度訪問介護従業者養成研修 ・追加課程修了者 ・統合課程修了者	・ホームヘルプサービス概論のうち重度の肢体不自由者に関するもの ・介護概論のうち重度の肢体不自由者に関するもの ・サービス利用者の理解のうち重度の肢体不自由者の疾病及び障害に関するもの ・医学の基礎知識のうち重度の肢体不自由者の医療に関するもの
(4) 重度訪問介護従業者養成研修 ・行動障害支援課程修了者	・障害者（児）福祉の制度とサービスのうち知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの ・サービス利用者の理解のうち知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの
(5)　同行援護従業者養成研修 ・一般課程修了者	・障害者（児）福祉の制度とサービスのうち視覚障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの ・サービス利用者の理解のうち視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの ・介護概論のうち視覚障害に関するもの ・医学の基礎知識のうち視覚障害に関するもの
(6)　行動援護従業者養成研修課程修了者	・障害者（児）福祉の制度とサービスのうち知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの ・サービス利用者の理解のうち知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの ・介護概論のうち基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義
(7)　視覚障害者移動介護（外出介護）従業者養成研修課程修了者 神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定要綱に基づく視覚障害者ガイドヘルパー養成研修課程修了者	・障害者（児）福祉の制度とサービス　2 時間 ・ホームヘルプサービス概論　3 時間 ・サービス利用者の理解のうち視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの ・介護概論のうち基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

(8)　知的障害者移動介護（外出介護）従業者養成研修課程修了者 神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定要綱に基づく知的障害者ガイドヘルパー養成研修課程修了者	・障害者（児）福祉の制度とサービス　2時間 ・ホームヘルプサービス概論　3時間 ・サービス利用者の理解にうち知的障害者の疾病及び障害等に関するもの ・介護概論のうち基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義
(9)　日常生活支援従業者養成研修課程修了者	・ホームヘルプサービス概論　3時間 ・サービス利用者の理解のうち全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの ・介護概論のうち全身性障害者の基礎的な介護に係る技術に関する講義
(10)　全身性障害者移動介護（外出介護）従業者養成研修課程修了者 神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定要綱に基づく全身性障害者ガイドヘルパー養成研修課程修了者	・障害者（児）福祉の制度とサービス　2時間 ・ホームヘルプサービス概論　3時間 ・サービス利用者の理解のうち全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの ・介護概論のうち基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

【重度訪問介護従業者養成研修】（統合課程）

対象者	免除できる科目及び時間
(1) 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（特定の者対象）」の研修修了者	・重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義　2時間 ・喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①　3時間 ・経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②　3時間 ・喀痰吸引等に関する演習　1時間
(2)「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定のもの対象）の実施について」（平成23年11月11日障発1111第2号　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）による研修の修了者	
(3)「ＡＬＳ（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」（平成15年7月17日医政発第0717001号　厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者	・喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①　　3時間 ・喀痰吸引等に関する演習のうち通知に基づき実施している行為に関する部分
(4)「在宅におけるＡＬＳ以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成17年3月24日医政発第0324006号　厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者	

(5)盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成 16 年 10 月 20 日医政発第 1020008 号　厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引等の実施者	・重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義　2 時間 ・喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①（気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く。） ・経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②　　3 時間 ・喀痰吸引等に関する演習（気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く。）

【同行援護従業者養成研修】(一般課程)

同行援護従業者養成研修のカリキュラムは、一部、地域生活支援事業として実施される盲ろう者向け通訳・介助員養成研修と共通した内容を含むため、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者については､次のとおり同行援護従業者養成研修の一部科目の受講を免除することとする。

免除できる科目	免除時間	免除できる内容
視覚障害の理解と疾病②	0.5	・視覚障害と疾病の理解（様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント）
視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5	・障害者福祉の動向 ・障害者福祉に関連する法律 ・障害者総合支援法 ・視覚障害に関する施設等 ・障害者を対象としたその他の制度
同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	・同行援護従業者の業務内容 ・同行援護従業者の職業倫理 ・同行援護の実際（様々な利用者への対応等）
代筆・代読②	0.5	・代読・代筆の具体的な方法
誘導の基本技術②	3	・基本姿勢・歩く（誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やってはいけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換） ・狭いところの通過、ドアの通過
誘導の応用技術（場面別･街歩き）②	1	・場面別（病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭）
	9 時間	

【行動援護従業者養成研修】

<table>
<tr><th>対象者</th><th>免除できる科目及び時間</th></tr>
<tr><td>(1) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者</td><td rowspan="2">・強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義　1.5 時間
・強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義　5 時間
・基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習　1 時間
・行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習　3 時間
・行動障害の背景にある特性の理解に関する演習　1.5 時間</td></tr>
<tr><td>(2) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者</td></tr>
</table>

※本課程の演習はグループワークによる実施が中心となることから、各科目を関連づけて一連の流れの中で実施することが想定される。科目免除を実施する場合は、免除科目を受講しなくても研修内容を十分修得できるよう、実施方法等について配慮をすること。

参考１

科 目 免 除 願

年　　月　　日

研 修 事 業 者　様

（受講番号）

（氏　　名）

（住　　所）〒

（電話番号）

（　※ 研 修 名　）の（　※ 科 目 名　）について、免除をお願いします。

添 付 書 類

・介 護 業 務 従 事 証 明 書（参考２）

・免除要件に該当する研修の修了証明書

・その他（　　）

参考２

介 護 業 務 従 事 証 明 書

年　　月　　日

研 修 事 業 者　様

施設・団体名
（指定事業所番号）　　）

代表者氏名　　印

施 設 種 別

住　　所　〒

電 話 番 号

次の者は、　　の従事経験を有することを証明します。

（氏　　名）

（施設・団体名）

（従事職種・業務内容）

（就業期間）　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

＊従事職種については、従事している業務内容を含めできるだけ具体的に記載してください。

別紙２

実習及び演習の取扱い

【障害者居宅介護従業者基礎研修課程】

1　実習は、原則として、講義、演習をすべて履修した後に実施する。

2　実習実施前には、実習施設等の利用者の健康、安全及び人権等を配慮し、実習に関する必要なオリエンテーションを実施する。

3　実習は、原則として開所から１年以上経過した施設等において実施する。

4　研修事業者は、実習施設等と受講者受け入れに関しての承諾書（参考１）を取り交わし、実習受け入れ施設の実習指導者と連携して実習計画書（参考２）を定め、申請書又は実施届に添付する。

5　研修事業者は、実習施設等と連絡を取り、受講者の出欠及び実習状況を常に把握し、受講者の安全な実習に留意する。また、受講者に実習に関する記録等を作成させることにより、必要な実習が確実に行われていることを確認する。

6　同一コースの受講者が、均一で質の高い実習を受講できるよう、研修事業者は実習先の確保に努める。また、やむを得ない理由によって弾力的運用を取り入れ模擬実習を行う場合には、受講者間に不均衡が生じないよう留意し、実施する。

教科名	取扱い
在宅サービス提供現場見学（８時間）	・　障害者総合支援法による居宅介護指定事業者に（３時間×１回以上）同行する。また、生活介護若しくは自立訓練の指定事業者、若しくは児童発達支援、放課後等デイサービスの指定事業者が行うデイサービスのサービス提供現場見学を行う。 ・　やむを得ない理由によって、実習先の確保が難しい場合には、見学時間の概ね半数を超えない範囲内で、視聴覚教材による学習をもって同行訪問見学に代えることができる。その場合は、下記に留意し実施すること。 ①　在宅サービスの提供に係る内容であること。 ②　貸出し等による個別学習は、認められない。 ③　具体的な実施方法について実習実施計画書に記載すること。

7　演習のうち、「介護技術入門」については、受講者数に応じ補助講師を配置すること。

受講者数	講師及び補助講師
12 人以下	１人（主講師のみ）以上
13 人以上 24 人以下	２人（主講師＋補助講師１人）以上
25 人以上 40 人以下	３人（主講師＋補助講師２人）以上

8　演習に必要な備品は、適切な種類と受講者数に応じた数量を確保する。なお、このうち、介護用ベッド、車いす、ポータブルトイレ、浴槽は受講者数に応じて下記台数以上必ず備えること。

受講者数	必要数
６人以下	１台以上
７人以上 12 人以下	２台以上
13 人以上 18 人以下	３台以上
19 人以上 24 人以下	４台以上
25 人以上 32 人以上	５台以上
33 人以上 40 人以下	６台以上

【重度訪問介護従業者養成研修課程】（基礎課程・追加課程・統合課程）

1　実習は、原則として、講義をすべて履修した後に実施する。

2　実習実施前には、実習施設等の利用者の健康、安全及び人権等を配慮し、実習に関する必要なオリエンテーションを実施する。

3　実習に要する備品を適切に確保すること。

4　実習講師以外に講師を補助する者を受講者数に応じて確保すること。

受講者数	講師及び補助者
10 人まで	１人（主講師のみ）以上
11 人～20 人	２人（主講師＋補助者１人）以上
21 人～30 人	３人（主講師＋補助者２人）以上
31 人～40 人	４人（主講師＋補助者３人）以上

5　研修事業者は、実習施設等と受講者受け入れに関しての承諾書（参考１）を取り交わし、実習受け入れ施設の実習指導者と連携して実習計画書（参考２）を定め、申請書又は実施届に添付する。

6　研修事業者は、受講者の出欠及び実習状況を常に把握し、受講者の安全な実習に留意する。また、受講者に実習に関する記録等を作成させることにより、必要な実習が確実に行われていることを確認する。

7　同一コースの受講者が、均一で質の高い実習を受講できるよう、研修事業者は実習先の確保に努める。

8　基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習及び外出時の介護技術に関する実習は、実習時間数の概ね半数を超えない範囲で、基礎的な介護技術に関する演習及び外出時の介護技術に関する演習にそれぞれ代えることができる。

　その場合は、タイムスケジュール及び具体的な演習内容・実施方法等を記載した演習の計画書を申請書又は実施届に添付すること。また、講師を補助する者を実習同様必要人数確保すること。

（基礎課程）

教科名	取扱い
基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 （５時間）	・実習対象施設は、重度訪問介護を行う事業所、居宅介護を行う事業所、障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助を行う事業所等とする。 ・障害支援区分４以上の肢体不自由者を対象に含む事業所又は施設で行う。 ・当事者参加の上で、実習可能な設備のある場所（自宅を含む）における実習も可。 ・実習時間の概ね半数を超えない範囲内で、演習に代えることができる。 ・演習では、抱きかかえ方や移乗の方法、排泄・食事・衣服着脱等生活行為の介助方法などを習得する。 ・車いす、ベッド、収尿器、食物、スプーン、衣服（上下）等の使用備品を適切に確保する。
外出時の介護技術に関する実習 （２時間）	・実習対象施設は、重度訪問介護を行う事業所、居宅介護を行う事業所、肢体不自由者(児)の移動支援を行う市町村又は事業所等とする。 ・平地、階段、エレベーター、エスカレーター、乗り物（バス、電車等）を利用する実習場所を適切に確保する。 ・実習時間の概ね半数を超えない範囲内で、演習に代えることができる。 ・演習では、車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や移乗の方法、平地、階段での移動方法、外出時に排泄、食事、衣服の着脱を行う際に安全な介助方法などを習得する。 ・車いす、収尿器、食物、スプーン、衣服（上下）等の使用備品を適切に確保する。

（追加課程）

教科名	取扱い
重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習（３時間）	・実習対象施設は、重度訪問介護を行う事業所、居宅介護を行う事業所、障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助を行う事業所等とする。 ・障害支援区分５又は６の肢体不自由者を対象に含む事業所又は施設で行う。 ・当事者参加の上で、実習可能な設備のある場所（自宅を含む）における実習も可。

（統合課程）

教科名	取扱い
喀痰吸引等に関する演習（１時間）	・喀痰吸引等研修実施要綱（平成 24 年 3 月 30 日社援発 0330 第 43 号）による内容で行うこと。 ・講師の数は、喀痰吸引等研修の実施要件として必要な人数を、受講者数に応じて確保すること。
基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習（３時間）	・実習対象施設は、重度訪問介護を行う事業所、居宅介護を行う事業所、障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助を行う事業所等とする。 ・障害支援区分４以上の肢体不自由者を対象に含む事業所又は施設で行う。 ・当事者参加の上で、実習可能な設備のある場所（自宅を含む）における実習も可。 ・実習時間の概ね半数を超えない範囲内で、演習に代えることができる。 ・演習では、抱きかかえ方や移乗の方法、排泄・食事・衣服着脱等生活行為の介助方法などを習得する。 ・車いす、ベッド、収尿器、食物、スプーン、衣服（上下）等の使用備品を適切に確保する。
外出時の介護技術に関する実習（２時間）	・実習対象施設は、重度訪問介護を行う事業所、居宅介護を行う事業所、肢体不自由児・者の移動支援を行う市町村又は事業所等とする。 ・平地、階段、エレベーター、エスカレーター、乗り物（バス、電車等）を利用する実習場所を適切に確保する。 ・実習時間の概ね半数を超えない範囲内で、演習に代えることができる。 ・演習では、車いすへの移譲に際しての抱きかかえ方や移乗の方法、平地、階段での移動方法、外出時に排泄、食事、衣服の着脱を行う際に安全な介助方法などを習得する。 ・車いす、収尿器、食物、スプーン、衣服（上下）等の使用備品を適切に確保する。
重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習（3.5 時間）	・実習対象施設は、重度訪問介護を行う事業所、居宅介護を行う事業所、障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助を行う事業所等とする。 ・障害支援区分５又は６の肢体不自由者を対象に含む事業所又は施設で行う。 ・当事者参加の上で、実習可能な設備のある場所（自宅を含む）における実習も可。

【重度訪問介護従業者養成研修課程】（行動障害支援課程）

1　演習は、必ずしも全ての講義科目終了後に行う必要はないが、その内容に応じて、演習を行う上で必要な知識に係る講義の後に行うなど、効果的な位置で行うこと。

2　具体的な演習計画を定めること。タイムスケジュール及び具体的な実施方法及び演習内容を記載した演習計画書（参考３）を申請書又は実施届に添付すること。

　本課程は「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」と同様の内容であることから、特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク作成の「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」の

プログラムを参考にするなどして、別紙１「カリキュラム及び免除規定の取扱い」別表１に示す科目の内容について適切かつ効果的に支援技術の習得ができるよう、計画を作成すること。

3　演習におけるグループワークは、１グループ最大８名程度とすること。また、各グループに補助者（グループワークを適切に進行するための助言者等）を付け、進行管理をすること。

補助者の数は、最低２グループごとに１人は付けること。

【同行援護従業者養成研修課程】

1　演習は原則として、講義をすべて履修した後に実施すること。

2　演習に必要な備品（点字器、ポータブルレコーダー、白杖、単眼鏡等）は、受講生に応じた数量を確保すること。

3　演習講師以外に講師を補助する者を受講者数に応じて確保すること。

受講者数	講師及び補助者
10 人まで	１人（主講師のみ）以上
11 人～20 人	２人（主講師＋補助者１人）以上
21 人～30 人	３人（主講師＋補助者２人）以上
31 人～40 人	４人（主講師＋補助者３人）以上

4　適切かつ効果的に支援技術の習得ができるよう、具体的な演習計画を定めること。タイムスケジュール及び具体的な演習内容・演習方法を記載した演習計画書（参考３）を申請書又は実施届に添付すること。

5　一般課程における「交通機関の利用」については実際の公共機関等を利用した上で行うこと。なお研修事業者は適切な演習が実施できるよう、事前にオリエンテーションを行うこと。

6　研修事業者は、受講者の出欠及び演習状況を常に把握し、受講者の安全に配慮した演習に留意すること。

7　当事者の参加に努めること。

【行動援護従業者養成研修課程】

1　演習は、必ずしも全ての講義科目終了後に行う必要はないが、その内容に応じて、演習を行う上で必要な知識に係る講義の後に行うなど、効果的な位置で行うこと。

2　具体的な演習計画を定めること。タイムスケジュール及び具体的な実施方法及び演習内容を記載した演習計画書（参考３）を申請書又は実施届に添付すること。

本課程は「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）」と同様の内容であることから、特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク作成の「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）のプログラムを参考にするなどして、別紙１「カリキュラム及び免除規定の取扱い」別表１に示す科目の内容について適切かつ効果的に支援技術の習得ができるよう、計画を作成すること。

3　演習におけるグループワークは、１グループ最大８名程度とすること。また、各グループに補助者（グループワークを適切に進行するための助言者等）を付け、進行管理をすること。

補助者の数は、次の人数を確保すること。

科　目　名	補助者の数
基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	最低２グループに１人は付けること
障害特性の理解とアセスメントに関する演習 環境調整による強度行動障害の支援に関する演習 記録に基づく支援の評価に関する演習 危機対応と虐待防止に関する演習	各グループに１人付けること

参考１

実 習 施 設 承 諾 書

年　　月　　日

研 修 事 業 者　様

（所在地）〒

（法人名）
（代表者名）　　印
（電　話）

貴団体の実施する居宅介護従業者等養成研修の実習施設として、次のとおり受講者の受け入れを承諾します。

１．研修課程
・障害者居宅介護従業者基礎研修
・重度訪問介護従業者養成研修（　基礎課程　・　追加課程　・　統合課程　）
＊該当するものを○で囲んでください。

２・実習の種類　　在宅サービス提供現場の見学
基礎的な介護と重度肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習
外出時の介護技術に関する実習
重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習
その他（　　）
＊該当するものを○で囲んでください。

３．実習施設名と実習指導者
＊同一法人が設置する２箇所以上の施設等で実施する場合は、実習施設名と実習の種類をすべて記載してください。

施設名等：　　（事業所番号　　）

実習指導者：

４．実習受入期間及び受入人数
年　　月　　日 ～　　年　　月　　日　（　　名）

５．実習時間　　原則として　　時　　分 ～　　時　　分（　　時間）×　　日
＊実習形態が複数ある場合は、その旨お書き添えください。

６．実習謝礼　　一日（１回）あたり　　円

７．実習時の注意事項等
＊ 実習施設承諾書は、原則として１研修ごとに作成してください。

参考２　実習計画書（参考様式）　＊実施する課程に合わせ適宜作成する。

※障害者居宅介護従業者基礎研修　在宅サービス提供現場の見学の場合

実習計画書

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

＜科目名：在宅サービス提供現場の見学　計８時間＞

○居宅介護同行実習

実 施 期 間		○○年○月○○日～　○○年○月○○日		
時　間　数		時間×　　日＝　　時間		
事業所 種別	設置者名 （法人名）	実　習　施　設　名 所　在　地	実習指導者名	実習者人数
				名 （1 日　　名）
				名 （1 日　　名）
				合計　　名

（実習実施方法）

（実習実施内容）

○生活介護現場見学実習

実 施 期 間		○○年○月○○日～　○○年○月○○日		
時　間　数		時間×　　日＝　　時間		
事業所 種別	設置者名 （法人名）	実　習　施　設　名 所　在　地	実習指導者名	実習者人数
				名 （1 日　　名）
				名 （1 日　　名）
				合計　　名

（実習実施方法）

（実習実施内容）

※重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程）の場合

実習計画書

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習

実 施 期 間		○○年○月○○日～　○○年○月○○日		
時　間　数		時間×　　日＝　　時間		
事業所 種別	設置者名 （法人名）	実　習　施　設　名 所　在　地	実習指導者名	実習者人数
				名 （1 日　　名）
				名 （1 日　　名）
				合計　　名

（実習実施方法）

（実習実施内容）

○外出時の介護技術に関する実習

実 施 期 間		○○年○月○○日～　○○年○月○○日		
時　間　数		時間×　　日＝　　時間		
事業所 種別	設置者名 （法人名）	実　習　施　設　名 所　在　地	実習指導者名	実習者人数
				名 （1 日　　名）
				名 （1 日　　名）
				合計　　名

（実習実施方法）

（実習実施内容）

参考３　演習計画書（参考様式）　＊実施する課程に合わせ適宜作成する。

※重度訪問介護従業者養成研修　行動障害支援課程の場合

重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）演習計画書

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○基本的な情報収集と記録等の共有（１時間）
（実施方法）

（タイムスケジュール及び実施内容）

○行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解（3 時間）
（実施方法）

（タイムスケジュール及び実施内容）

○行動障害の背景にある特性の理解（1.5 時間）
（実施方法）

（タイムスケジュール及び実施内容）

※同行援護従業者養成研修一般課程の場合

同行援護従業者養成研修（一般課程）演習計画書

○情報提供(○時間)
１　実施方法

２　タイムスケジュール及び実施内容

○代筆・代読(○時間)
１　実施方法

２　タイムスケジュール及び実施内容

○誘導の基本技術(７時間)
１　実施方法

２　タイムスケジュール及び実施内容

○誘導の応用技術（場面別・街歩き）（５時間)
１　実施方法

２　タイムスケジュール及び実施内容

○交通機関の利用(４時間)
１　実施方法

２　タイムスケジュール及び実施内容

別紙３

オンライン形式の取扱い

１　オンライン形式の実施形態

（１）　オンライン形式により行う研修事業の課程は次の形態にて実施するものとする。

ア　同時双方型（ライブ配信方式）

イ　オンデマンド型（インターネット配信方式等）

（２）　研修をオンライン形式によって行う場合には、対面の方法によって行う研修に相当する効果が得られ、修了時に受講生が修得している知識や技術が同等であること。

（３）　講義及び演習の一部をその他形式として実施する場合には、「オンライン形式」として申請する。但し、通学形式において、担当講師が講義及び演習をより効果的に行うための教材として、講義及び演習の一部で動画を活用する場合、または「その他形式」において実施する面接指導（講義）のみをオンライン形式として実施する場合はこの限りではない。

２　事業者

オンライン形式によって行う事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

（１）　原則として県内に、研修事業の拠点となる設備と研修を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、研修事業を統括すること。

（２）　複数の都道府県にわたって一体的にオンライン形式による研修事業を実施する場合には、県内に所在する本部、本校等主たる事業所（対面での実施、講師の確保、添削の実施等を主体的に行っており、オンライン形式に関する事務処理能力を有する事業所をいう。）が実施する研修事業について指定する。

（３）　オンライン形式により行う研修事業の課程について適正に研修を実施した実績があるなど、オンライン形式による研修事業を適正に実施する能力があると認められること。

（４）　研修受講者には障害のある人もいることから、研修が受けやすくなるよう、研修受講機会の確保や研修環境等について配慮を行うよう努めること。

３　同時双方型について

（１）　実技以外を学ぶ演習や実習の科目以外の、全ての科目について同時双方型で実施できるものとする。

（２）　同時双方型で実施する場合には、講師に対する研修受講者の質問の機会が確保されていることなど、双方向のやりとりができるようにすること。

（３）　実技以外を学ぶ演習を同時双方型で実施する際は次に掲げる基準に適合しなけ

ればならない。

ア　グループ（受講生同士）によるリアルタイムでの討議を行うなど、受講生全員による参加型の学習が可能な方法を採ること。

イ　講師による受講生へのリアルタイムフィードバックを行うこと。

ウ　演習を実施するグループを構成する受講生数は、討議や話し合いができる適切な人数を単位とすること。

エ　担当する講師等が研修受講生に対し、演習への主体的・積極的参加を促し、その点について評価を行うこと。(通信環境へ接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと。)

4　オンデマンド型について

（1）　講義科目の全ての科目についてオンデマンド型で実施できるものとする。

（2）　講義をオンデマンド型で行う場合には、添削指導及び面接指導による十分な指導を合わせて行うこと。

5　オンデマンド型における面接指導の必要時間

講義をオンデマンド型によって行う場合は、課程ごとに下記の表で示す時間数以上、対面もしくは同時双方型による面接指導により研修を実施するものとする。ただし、重度訪問介護従業者養成研修統合課程においては、基本研修に相当する講義は、対面もしくは同時双方型による面接指導でなければならない。

課　程	必要時間数
障害者居宅介護従業者基礎研修	３時間
重度訪問介護従業者養成研修（追加課程）	１時間
重度訪問介護従業者養成研修（統合課程）	１時間
重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）	１時間
行動援護従業者養成研修	１時間
同行援護従業者養成研修（応用課程）	１時間

6　オンデマンド型における添削指導等

添削指導の方法は、次の要件を満たさなければならない。

（1）　使用教材による自宅学習の効果を確認するために、添削課題を課し、答案を科目ごとに設定された期限までに提出させる。

（2）　受講者が無理なく効果的に学習できるよう適切に提出期限を設定すること。また、添削課題の再提出等を考慮し、最終回添削課題提出日の後に最終締切日を設定すること。

（３）　添削課題については、各科目１問以上の課題を設定すること。
（４）　ある一定の正答があり、適正に添削指導ができる問題とすること。（意見・感想等を記述させる問題は採点外の扱いとすること。）
（５）　添削指導の課題は、担当講師または同等の知識･経験を有する者が作成すること。
（６）　受講者が自宅学習中に生じた質問内容に対しては、郵便、ＦＡＸ、インターネットメール、電話等の方法で添削担当講師が指導にあたること。
（７）　提出された課題については、講師要件を充たす各科目ごとに決められた添削担当講師が、適切な添削指導を行うこと。
　また、課題の解答については、正解の送付のみではなく、解説等を加えることにより、理解の促進を図ること。
（８）　添削指導の認定基準（評価方法）をあらかじめ設定し、受講者に公表すること。また、認定基準を満たさない受講生に対する指導については、添削課題を再提出させる、個別指導を行う等適切に行うこと。
（９）　受講生に対し課せられた課題をすべて提出させ、認定基準を上回るよう指導すること。

７　添削における習得度評価
（１）　添削及び評価は、原則として、当該科目の添削担当講師が行うこと。
（２）　認定基準は、次のとおり理解度の高い順にＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄの４区分で評価し、Ｃ以上の受講者が評価基準を満たしたものとして認定する。
　認定基準（100点を満点評価とする）
　Ａ＝90点以上、Ｂ＝80～89点、Ｃ＝70～79点、Ｄ＝70点未満
（３）　基準に満たない受講生については、基準を上回るように個別指導等適切な指導を行うこと。
（４）　事業者は、「添削指導実施確認書」（参考１）を作成して、添削指導実施状況を明らかにし、実績報告書にその写しを添付する。

８　研修カリキュラム及び日程
（１）　オンデマンド型によって行う場合は、各科目の時間を設定するにあたり、オンデマンド型で視聴する動画の時間及び添削課題に取り組む時間、上記５に規定する面接指導の必要時間を考慮した時間数とすること。
（２）　演習実施前に必要な知識の学習が行えるようにカリキュラムを設定する。特に実習については、講義（オンデマンド型の動画の視聴期限と添削指導を含む）、演習をすべて履修した後に行う。

９　研修内容、日程等の資料作成
事業者は、次に掲げる、オンライン形式による研修の内容を明らかにするための資

料を作成し、申請時に提出すること。

（１）　実施方法（学則の中に記載）

・研修の実施方法

・使用プラットフォーム

・自宅学習中の質疑等への対応方法

・添削指導及び面接指導の実施方法（オンデマンド型に限る）

・評価方法及び認定基準（オンデマンド型に限る）

（２）　各科目の添削課題、解答及び解説（オンデマンド型に限る）

（３）　研修のカリキュラム

（４）　研修日程表（添削課題提出期限を示す）

（５）　演習計画書

※実技以外を学ぶ演習をオンライン形式（同時双方型）で実施する場合は、上記３（３）ア～エで掲げた事項が実施されることが確認できる記載とすること。

別紙４

その他形式の取扱い

１　その他形式について

テキストによる自宅学習及び添削課題を受講生へ課すことで、講義科目を実施する研修形態を、「その他形式」と呼称する。

２　事業者

講義をその他形式によって行う事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

（１）　原則として県内に、研修事業の拠点となる設備と研修を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、研修事業を統括すること。

（２）　複数の都道府県にわたって一体的にその他形式による研修事業を実施する場合には、県内に所在する本部、本校等主たる事業所（対面での実施、講師の確保、添削の実施等を主体的に行っており、その他形式に関する事務処理能力を有する事業所をいう。）が実施する研修事業について指定する。

（３）　その他形式により行う研修事業の課程について適正に研修を実施した実績があるなど、その他形式による研修事業を適正に実施する能力があると認められること。

（４）　研修受講者には障害のある人もいることから、研修が受けやすくなるよう、研修受講機会の確保や研修環境等について配慮を行うよう努めること。

３　その他形式における面接指導の必要時間

講義をその他形式によって行う場合は、課程ごとに下記の表で示す時間数以上、対面もしくはオンライン形式（同時双方向型）による面接指導により研修を実施するものとする。ただし、重度訪問介護従業者養成研修統合課程においては、基本研修に相当する講義は、対面もしくはオンライン形式（同時双方向型）による面接指導でなければならない。

課　程	必要時間数
障害者居宅介護従業者基礎研修	３時間
重度訪問介護従業者養成研修（追加課程）	１時間
重度訪問介護従業者養成研修（統合課程）	１時間
重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）	１時間
行動援護従業者養成研修	１時間
同行援護従業者養成研修（応用課程）	１時間

４　研修カリキュラム及び日程

（１）　講義をその他形式によって行う場合は、各科目の時間を設定するにあたり、上記３（１）に規定するその他形式における面接指導の必要時間を考慮すること。

（２）　演習実施前に必要な知識の学習が行えるようにカリキュラムを設定する。特に

実習については、講義、演習をすべて履修した後に行う。

（３） 演習実施前に必要な知識の学習が行えるように、添削課題の提出期限と通学等の日程を設定すること。

５　添削指導等

添削指導の方法は、次の要件を満たさなければならない。

（１） 使用テキストによる自宅学習の効果を確認するために、添削課題を課し、答案を科目ごとに設定された期限までに提出させる。

（２） 添削による指導回数は複数回設け、その科目の通学による受講スケジュールも勘案し、１日につき２時間程度を目安とした自宅学習スケジュールを考え、受講者が無理なく効果的に学習できるよう適切に提出期限を設定すること。

（３） 添削課題の再提出等を考慮し、最終回添削課題提出日の後に最終締切日を設定すること。

（４） 添削課題については、研修カリキュラムで設定した時間数を勘案し、相応の内容及び問題数の添削課題を設定する。

（５） 添削課題は、科目ごとに区分して作成すること。

（６） 選択式による問題と記述式による問題を複数取り入れること。なお、１科目につき１問以上は記述式を入れること。選択式は、穴埋め・正誤・択一問題、記述式は、課題に対する論述問題とする。（単語等を穴埋めで記載させる、単語等を列記させるのは選択式の扱いとする。）

また、ある一定の正答があり、適正に添削指導ができる問題とすること。（意見・感想等を記述させる問題は採点外の扱いとすること。）

（７） 添削指導の課題は、担当講師または同等の知識･経験を有する者が作成すること。

（８） 受講者が自宅学習中に生じた質問内容に対しては、郵便、ＦＡＸ、インターネットメール、電話等の方法で添削担当講師が指導にあたること。

（９） 提出された課題については、講師要件を充たす各科目ごとに決められた添削担当講師が、適切な添削指導を行うこと。

また、課題の解答については、正解の送付のみではなく、解説等を加えることにより、理解の促進を図ること。

(10) 添削指導の認定基準（評価方法）をあらかじめ設定し、受講者に公表すること。

また、認定基準を満たさない受講生に対する指導については、添削課題を再提出させる、個別指導を行う等適切に行うこと。

(11) 受講生に対し課せられた課題をすべて提出させ、認定基準を上回るよう指導すること。

６　添削における習得度評価

（１） 添削及び評価は、原則として、当該科目の添削担当講師が行うこと。

（２）　認定基準は、次のとおり理解度の高い順にＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄの４区分で評価し、Ｃ以上の受講者が評価基準を満たしたものとして認定する。

認定基準（100点を満点評価とする）

Ａ＝90点以上、Ｂ＝80～89点、Ｃ＝70～79点、Ｄ＝70点未満

（３）　基準に満たない受講生については、基準を上回るように個別指導等適切な指導を行うこと。

（４）　事業者は、「添削指導実施確認書」（参考１）を作成して、添削指導実施状況を明らかにし、実績報告書にその写しを添付する。

７　研修内容、日程等の資料作成

事業者は、次に掲げる、その他形式による研修の内容を明らかにするための資料を作成し、申請時に提出すること。

（１）　実施方法（学則の中に記載）

・添削指導及び面接指導の実施方法

・評価方法及び認定基準

・自宅学習中の質疑等への対応方法

（２）　各科目の添削課題、解答及び解説

（３）　研修のカリキュラム

（４）　研修日程表（添削課題提出期限を示す）

（５）　演習計画書

参考１

添削指導実施確認書

事業者名

研修事業の名称

事業者指定番号

添削指導実施日	科目名	担当講師名
年　　月　　日		
年　　月　　日		
年　　月　　日		
年　　月　　日		
年　　月　　日		
年　　月　　日		
年　　月　　日		
年　　月　　日		
年　　月　　日		
年　　月　　日		
年　　月　　日		
年　　月　　日		

別紙５

講師の取扱い

１　講師は、担当する科目に関し、十分な知識、経験を持つ者を充てるものとし、講師要件は別表のとおりとする。

２　介護福祉士等の国家資格を有する者及びそれに準じる資格を有する者の場合は、その資格を生かし教育内容に関連する業務に原則として３年以上従事していること。それ以外の者については、教育内容に関連する業務に原則として５年以上従事していて、社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。

３　大学、短期大学及び介護福祉士養成校等の教員（非常勤を含む。）については、その担当科目等により適任であると認められるものであること。

４　講義科目については、質疑応答が可能なレベルであり、かつ、グループ討論形式を取り入れる場合には、的確な方向性を指示・指導できる経験、能力を有すること。

５　実技科目については、安全を確保した上で的確な指導ができるレベルであること。

６　講師の経歴、資格、実務経験等を明らかにした講師履歴（参考１）を整備する。なお、同一年度中に複数コースの研修を実施する場合で、同一の講師が同一の科目の講義を担当する場合には、同一年度中は講師履歴（参考１）を一度提出すればよいものとする。（ただし、履歴事項に変更がある場合は、提出すること。）

７　講師が資格要件をみたしているかどうかは、事業者が責任をもって確認し、講師履歴の免許の取得年月日欄は、必ず免許証や修了証明書等の原本を確認した上で、年月日まで正確に記入すること。また、職歴欄は、講師が担当科目についての専門性を有していることや事業者が当該講師を推薦する背景が判るように、業務経験・業務内容等について十分な説明を加えること。

８　別表に記載の資格は有しないが、担当科目について豊富な経験・知識を有し講師として適任である者については、その経歴等により個別に判断する。

　この場合は特に、当該科目の担当として適任であると判断しうる経歴・従事業務内容等を講師履歴に明確に記載すること。

９　講師として適任である人材を必要な人数確保することとし、研修内容の偏りを防ぐこと。

10　演習・実習では、各科目の講師要件に準じた補助者を、受講者数・内容等に応じて別紙２「実習及び演習の取扱い」に定める人数以上配置すること。補助者については別表の講師要件に準じるほか、教育内容に関連する業務に原則として３年以上従事している者であること。

11　講師の出講状況については、「講師出講確認書（参考２）」により管理し、その写しを実績報告書に添付すること。

別表　講師要件

【障害者居宅介護従業者基礎研修課程】

・演習のうち「介護技術入門」については、別紙２「実習及び演習の取扱い」に定める人数以上、補助講師を配置すること。

<table>
<tr><th colspan="2">科目名</th><th>講師職種例</th></tr>
<tr><td rowspan="9"></td><td>サービス提供の基本視点</td><td>介護福祉士、社会福祉士、主任居宅介護従業者、居宅訪問介護員、在宅福祉サービスの経験を有する看護師、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員</td></tr>
<tr><td>障害者(児)福祉の制度とサービス</td><td rowspan="2">各法及び制度に関する知識をもち、相談援助等の業務に従事している者、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員</td></tr>
<tr><td>高齢者福祉の制度とサービス</td></tr>
<tr><td>ホームヘルプサービス概論</td><td>居宅介護の経験を有する介護福祉士、主任居宅介護従業者、主任訪問介護員、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員</td></tr>
<tr><td>サービス利用者の理解</td><td>社会福祉士、介護福祉士、主任居宅介護従業者、主任訪問介護員、在宅福祉サービスの経験を有する看護師、臨床心理士、精神保健福祉士、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員</td></tr>
<tr><td>介護概論</td><td>居宅介護の経験を有する介護福祉士、主任居宅介護従業者、主任訪問介護員、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員</td></tr>
<tr><td>家事援助の方法</td><td>居宅介護の経験を有する介護福祉士、主任居宅介護従業者、主任訪問介護員、栄養士、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員</td></tr>
<tr><td>医学の基礎知識</td><td>医師、看護師、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員</td></tr>
<tr><td>心理面への援助方法</td><td>社会福祉士、介護福祉士、主任居宅介護従業者、主任訪問介護員、在宅福祉サービスの経験を有する看護師、臨床心理士、精神保健福祉士、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員</td></tr>
<tr><td rowspan="3">演習</td><td>共感的理解と基本的態度の形成</td><td>社会福祉士、介護福祉士、主任居宅介護従業者、主任訪問介護員、看護師、臨床心理士、精神保健福祉士、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員</td></tr>
<tr><td>介護技術入門</td><td rowspan="2">介護福祉士、社会福祉士、主任居宅介護従業者、主任訪問介護員、在宅福祉サービスの経験を有する看護師、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員</td></tr>
<tr><td>ホームヘルプサービスの共通理解</td></tr>
</table>

【重度訪問介護従業者養成研修課程】

＜基礎課程・追加課程・統合課程共通＞

・実習については、実習講師以外に講師を補助する者を別紙２「実習及び演習の取扱い」に定める人数以上確保すること。

＜統合課程＞

・統合課程の喀痰吸引等研修第３号研修の基本研修に相当する科目については、喀痰吸引等研修の実施要件として必要な人数の講師を受講者数に応じて確保すること。

（基礎課程）

科目名		講師要件
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害・疾病、利用者の生活実態と心理、制度とサービス、従業者の職業倫理に関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有するもの 【想定する資格等】 重度訪問介護事業所のサービス提供責任者、相談支援専門員、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員、全身性障害当事者
	基礎的な介護技術に関する講義	重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 重度訪問介護従業者、全身性障害者の直接支援業務に従事する介護職員・生活支援員・看護師・保健師、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員、全身性障害当事者
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 重度訪問介護従業者、全身性障害者の直接支援業務に従事する介護職員・生活支援員・看護師・保健師、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員、全身性障害当事者
	外出時の介護技術に関する実習	

（追加課程）

科目名		講師要件
講義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	重度訪問介護利用者（全身性障害者）の医療的ケアに関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 医師、重度訪問介護従業者、全身性障害者の直接支援業務に従事する介護職員・生活支援員・看護師・保健師、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	コミュニケーションの技術に関する講義	重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 重度訪問介護従業者、全身性障害者の直接支援業務に従事する介護職員・生活支援員・看護師・保健師、相談支援専門員、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 看護師、保健師、重度訪問介護従業者、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
実習	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者 【想定される資格等】 重度訪問介護従業者、看護師、全身性障害当事者

（統合課程）

<table>
<tr><th colspan="2">科目名</th><th>講師要件</th></tr>
<tr><td rowspan="3">講義</td><td>重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義</td><td>重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害・疾病、利用者の生活実態と心理、制度とサービス、従業者の職業倫理に関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者
【想定する資格等】
重度訪問介護事業所のサービス提供責任者、相談支援専門員、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員、全身性障害当事者</td></tr>
<tr><td>基礎的な介護技術に関する講義</td><td>重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者
【想定する資格等】
重度訪問介護従業者、全身性障害者の直接支援業務に従事する介護職員・生活支援員・看護師・保健師、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員、全身性障害当事者</td></tr>
<tr><td>コミュニケーションの技術に関する講義</td><td>重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者
【想定する資格等】
重度訪問介護従業者、全身性障害者の直接支援業務に従事する介護職員・生活支援員・看護師・保健師、相談支援専門員、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員</td></tr>
<tr><td rowspan="2">講義</td><td>喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①</td><td rowspan="2">喀痰吸引等の指導に必要な知識及び技能を有する医師、保健師、助産師及び看護師
（登録研修機関に登録されている医師、保健師、助産師、看護師）

※准看護師、介護等の業務に従事した経験を有する介護福祉士等（喀痰吸引等業務を行った経験を有する者に限る。）が講師の指示の下で講師補助者として携わるのは可能。</td></tr>
<tr><td>経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②</td></tr>
<tr><td>演習</td><td>喀痰吸引等に関する演習</td><td>喀痰吸引等の指導に必要な知識及び技能を有する医師、保健師、助産師及び看護師
（登録研修機関に登録されている医師、保健師、助産師、看護師）

※准看護師、介護等の業務に従事した経験を有する介護福祉士等（喀痰吸引等業務を行った経験を有する者に限る。）が講師の指示の下で講師補助者として携わるのは可能。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実習</td><td>基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習</td><td rowspan="2">重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者
【想定する資格等】
重度訪問介護従業者、全身性障害者の直接支援業務に従事する介護職員・生活支援員・看護師・保健師、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員、全身性障害当事者</td></tr>
<tr><td>外出時の介護技術に関する実習</td></tr>
<tr><td>重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習</td><td>重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者
【想定する資格等】
重度訪問介護従業者、看護師、全身性障害当事者</td></tr>
</table>

（行動障害支援課程）

<table>
<tr><th colspan="2">科目名</th><th></th><th>講師要件</th></tr>
<tr><td rowspan="4">講義</td><td>強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義</td><td>強度行動障害の理解</td><td>強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者
【想定する資格等】
・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者
※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。
・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
＜資格＞
・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士
・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者
・行動援護従業者養成研修修了者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義</td><td>研修の意義</td><td>強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者
【想定する資格等】
・障害福祉行政担当者
・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者
※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。
・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
＜資格＞
・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士
・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者
・行動援護従業者養成研修修了者</td></tr>
<tr><td>支援のアイデア</td><td rowspan="2">強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者
【想定する資格等】
・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者
※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。
・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
＜資格＞
・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士
・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者
・行動援護従業者養成研修修了者</td></tr>
<tr><td>チームプレイの基本</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>実践報告</td><td>強度行動障害を有する者に実際に支援を提供している事業所等の従事者等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">演習</td><td>基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習</td><td colspan="2" rowspan="3">強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者
【想定する資格等】
・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者
※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。
・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
＜資格＞
・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士
・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者
・行動援護従業者養成研修修了者</td></tr>
<tr><td>行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習</td></tr>
<tr><td>行動障害の背景にある特性の理解に関する演習</td></tr>
</table>

【同行援護従業者養成研修課程】

１ 視覚障害者の直接支援等の経験を有するなど、実際の「同行援護サービス」提供に必要な知識・技術を有し、それらを教授する能力を有する者であること。

２ 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員は原則として継続して５年以上の実務経験があること。

３ 同行援護従業者は原則として継続して５年以上の実務経験があること。（平成23年9月以前に視覚障害者ガイドヘルパーとして従事していた期間も含めてよい。）

４ 下記に記載した資格等の者であっても、社会福祉法人日本盲人会連合が実施する「視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修」を修了し、「同行援護従業者」の養成に必要な知識・技術の習得をした者であることが望ましい。

５ 講師のうち少なくとも１名は「視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修」の修了者を配置しするなどし、他の講師の担当科目も合わせて適切な内容の研修が実施されるように努めること。

６ 演習については、演習講師以外に講師を補助する者を、受講者数に応じて、別紙２「実習及び演習の取扱い」に定める人数以上確保すること。

（一般課程）

教　科　名		講師要件
講義	外出保障	視覚障害者（児）の外出保障に関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 障害者行政担当者 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス提供責任者
	視覚障害の理解と疾病①②	視覚障害者（児）の障害・疾病に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視能訓練士、歩行指導員、視覚障害当事者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害生活訓練指導員研修修了者、盲人歩行訓練員研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 同行援護サービス従業者
	視覚障害者（児）の心理	視覚障害者（児）の心理に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 歩行指導員、視覚障害当事者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害生活訓練指導員研修修了者、盲人歩行訓練員研修修了者 同行援護サービス従業者

教　科　名		講師要件
講義	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	障害者（児）福祉の制度とサービスに関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 障害者行政担当者 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス提供責任者
	同行援護の制度	同行援護の制度に関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 障害者行政担当者 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス提供責任者
	同行援護従業者の実際と職業倫理	同行援護従業者の業務内容と職業倫理に関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者、歩行指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス従業者
講義・演習	情報提供	同行援護サービスの提供に必要な情報提供に関する知識・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員、歩行指導員 同行援護サービス従業者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	代筆・代読①②	同行援護サービスの提供に必要な代筆・代読に関する知識・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員、歩行指導員 同行援護サービス従業者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
演習	誘導の基本技術①②	視覚障害者の移動支援の経験・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者、歩行指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス従業者 視覚障害生活訓練指導員研修修了者
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①②	
	交通機関の利用	

（応用課程）

教　科　名		講師要件
講義	サービス提供責任者の業務	サービス提供責任者の業務に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 障害者行政担当者 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 同行援護サービス提供責任者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	様々な利用者への対応	様々な利用者への対応経験・知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視能訓練士、歩行指導員、視覚障害当事者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害生活訓練指導員研修修了者、盲人歩行訓練員研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 同行援護サービス提供責任者
	個別支援計画と他機関との連携	個別支援計画や関係機関との連携に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 同行援護サービス提供責任者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者
	業務上のリスクマネジメント	業務上のリスクマネジメントに関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 障害者行政担当者 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス提供責任者
	従業者研修の実施	同行援護サービスの提供に必要な知識・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員、歩行指導員 同行援護サービス提供責任者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	同行援護の実務上の留意点	視覚障害者の移動支援の経験・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者、歩行指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス提供責任者

【行動援護従業者養成研修課程】

<table>
<tr><th colspan="2">科目名</th><th></th><th>講師要件</th></tr>
<tr><td rowspan="5">講義</td><td>強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義</td><td>強度行動障害の理解</td><td>強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者
【想定する資格等】
・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者
※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。
・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
＜資格＞
・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士
・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者
・行動援護従業者養成研修修了者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義</td><td>研修の意義</td><td>強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者
【想定する資格等】
・障害福祉行政担当者
・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者
※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。
・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
＜資格＞
・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士
・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者
・行動援護従業者養成研修修了者</td></tr>
<tr><td>支援のアイデア</td><td rowspan="2">強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者
【想定する資格等】
・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者
※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。
・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
＜資格＞
・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士
・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者
・行動援護従業者養成研修修了者</td></tr>
<tr><td>チームプレイの基本</td></tr>
<tr><td>実践報告</td><td>強度行動障害を有する者に実際に支援を提供している事業所等の従事者等</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">科目名</th><th>講師要件</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義</td><td rowspan="2">強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者
【想定する資格等】
・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者
※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。
・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
＜資格＞
・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士
・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）指導者研修の修了者
・行動援護従業者養成研修修了者</td></tr>
<tr><td>強度行動障害と生活の組立てに関する講義</td></tr>
<tr><td rowspan="5">演
習</td><td>基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習</td><td rowspan="3">強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者
【想定する資格等】
・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者
※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。
・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
＜資格＞
・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士
・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者
・行動援護従業者養成研修修了者</td></tr>
<tr><td>行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習</td></tr>
<tr><td>行動障害の背景にある特性の理解に関する演習</td></tr>
<tr><td>障害特性の理解とアセスメントに関する演習</td><td rowspan="3">強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者
【想定する資格等】
・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者
※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。
・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
＜資格＞
・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士
・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）指導者研修の修了者
・行動援護従業者養成研修修了者</td></tr>
<tr><td>環境調整による強度行動障害の支援に関する演習</td></tr>
<tr><td>記録に基づく支援の評価に関する演習</td></tr>
<tr><td></td><td>危機対応と虐待防止に関する演習</td><td></td></tr>
</table>

参考１

講　師　履　歴

年　　月　　日　　現在

<table>
<tr><td>担当科目名</td><td colspan="3"></td><td>専任・兼任
(該当に○)</td><td>専任・兼任</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">現在の所属
と業務内容</td><td>所　属</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>業 務 内 容</td><td colspan="4">(　　年　　月～)</td></tr>
<tr><td rowspan="7">担当科目に
関係のある
経歴</td><td colspan="2">名　　称</td><td colspan="2">教育内容（専攻）
または担当業務内容</td><td>期　間</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>年　月～　年　月</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>年　月～　年　月</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>年　月～　年　月</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>年　月～　年　月</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>年　月～　年　月</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>年　月～　年　月</td></tr>
<tr><td rowspan="6">担当科目に
関係のある
資格・免許</td><td colspan="4">名　　称</td><td>取得年月日</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td>そ の 他
参考事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

参考２

講師出講確認書

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研修事業の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者指定番号

日　時	科目番号/項目番号/項目名	講師名
年　月　日 ：　～　：		
年　月　日 ：　～　：		
年　月　日 ：　～　：		
年　月　日 ：　～　：		
年　月　日 ：　～　：		
年　月　日 ：　～　：		
年　月　日 ：　～　：		
年　月　日 ：　～　：		
年　月　日 ：　～　：		
年　月　日 ：　～　：		
年　月　日 ：　～　：		
年　月　日 ：　～　：		
年　月　日 ：　～　：		
年　月　日 ：　～　：		
年　月　日 ：　～　：		
年　月　日 ：　～　：		
年　月　日 ：　～　：		
年　月　日 ：　～　：		

別紙６

補講等の取扱い

１　受講者が欠席した場合、次の方法により補講等を行うものとする。
（１）講義・演習の場合
　ア　当該事業者が別に行う同一形式の研修において、該当科目の補講を行う。
　イ　他の事業者が指定を受けた同一課程及び同一形式の研修において、該当科目の補講を行う。
　ウ　当該事業者が欠席者のみを対象とした個別の補講を行う。

（２）実習の場合
　実習先と調整のうえ、別途実習日を設け実習を行う。

２　補講等の実施に当たっては、次の点に留意する。
（１）補講を実施する期間は、以下の研修期間内で実施するものとする。

課　程	原則（国通知の規定による）	特例（やむを得ない場合）
障害者居宅介護従事者基礎研修課程	４ヶ月以内	８ヶ月以内
重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	１ヶ月以内	２ヶ月以内
重度訪問介護従業者養成研修追加課程	１ヶ月以内 ※但し基礎課程と同時並行的に行う場合は２ヶ月以内	２ヶ月以内 ※但し基礎課程と同時並行的に行う場合は４ヶ月以内
重度訪問介護従業者養成研修統合課程	２ヶ月以内	４ヶ月以内
重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程	１ヶ月以内	２ヶ月以内
同行援護従業者養成研修一般課程	３ヶ月以内	５ヶ月以内
同行援護従業者養成研修応用課程	１ヶ月以内 ※但し一般課程と同時並行的に行う場合は３ヶ月以内	２ヶ月以内 ※但し一般課程と同時並行的に行う場合は６ヶ月以内
行動援護従業者養成研修課程	２ヶ月以内	４ヶ月以内

（２）他の事業者で補講を行った場合は、必ずその事業者から受講証明書を発行してもらった上で、修了の確認をすること。
（３）補講は担当講師が実際に対面して行う方法とし、視聴覚教材の視聴等による自習方式は認めない。
（４）補講は、申請時の担当講師が行うこととし、たとえ有資格者でも研修事業者の職員等が代行することは認めない。ただし、申請時の担当講師が補講に当たれない場合は、講師の変更届を県に提出した上で、該当科目の講師要件を満たした別の講師が補講を行うこと。
（５）個別の補講を行う場合も、時間数は当該科目の規定時間数を厳守すること。
（６）補講料の有無及び補講料を徴する場合は金額をあらかじめ明示すること。

３　補講完了後、該当者の出席簿に補講実施日を記録するとともに、補講修了確認書（参考１）を整備すること。

参考１

補講修了確認書

受講者名	実施方法	補講実施日・時間	補講科目名	講師名
		年　月　日 ：　～　：		
		年　月　日 ：　～　：		
		年　月　日 ：　～　：		
		年　月　日 ：　～　：		
		年　月　日 ：　～　：		
		年　月　日 ：　～　：		
		年　月　日 ：　～　：		
		年　月　日 ：　～　：		
		年　月　日 ：　～　：		
		年　月　日 ：　～　：		
		年　月　日 ：　～　：		
		年　月　日 ：　～　：		
		年　月　日 ：　～　：		

※　他事業者で補講を実施した場合は、その事業者から受講証明書（受講者名、実施日時、科目名、事業者名等が記載されていること）を発行してもらい、その写しを添付する。

別紙７

修了証明書再発行の取扱い

１　修了証明書の性格は次のとおりである。

（１）　修了証明書は、研修課程を「修了」したことを証明するものであることから、学校の卒業証書と同様の性格を有するものである。したがって、通常の免許証とは性格が異なる。

（２）　修了証明書は、修了時点の事実に基づきその内容を証明するものであるので、修了時に限り発行するものである。

２　１で示した修了証明書の性格を踏まえ、修了者から再発行の依頼があった場合は、修了者名簿により修了者であるか確認し、別紙６「受講者の本人確認について」１に準じて依頼者が本人であるか十分確認したうえで、次により対応するものとする。

（１）　紛失した場合

①実物と同一様式で再発行する。その場合は、次の点に注意して再発行する。（参考例１）

ア　修了年月日と再発行年月日を必ず併記し、再発行の証明書であることを明示する。

イ　再発行日等を、該当者が掲載されている修了者名簿に記録する。

ウ　当初発行の証明書が発見された場合には、直ちに返還させるものとする。

②実物と同一の証明書に代え、氏名、生年月日、修了証明書番号、修了年月日を記載した文書を発行し、修了した旨の事実を証明する。（参考例３）

これは、学校の卒業証書の場合、紛失しても実物と同一の証書が再発行せず、証書に代え文書で卒業した旨を証明するのと同様である。

※事業者名に変更があった場合、研修を実施した事業者の解散等により引継ぎを受けた事業者が証明書を発行する場合等、証明する事業者名が研修を実施した事業者名と異なる場合は、研修を実施した当時の指定事業者名を併記して発行すること。（参考例２）

（２）　氏名の変更の場合

氏名の変更による再発行は行わないものとする。これは、修了証明書が修了時点の事実に基づく内容を証明していることから、修了時点と異なる現在の氏名により再度証明することは適切でないためである。

これは、学校を卒業後、氏名が変更されたことにより、卒業証書を変更後の氏名で再発行することがないのと同様である。

ただし、事業者の判断により、交付済みの証明書に変更後の氏名を裏書きする（裏面に特記事項として書き込む）ことは差し支えない。

なお、氏名を変更した者から紛失による再発行の依頼があった場合は、修了時点の氏名（変更前の氏名）により再発行するものとする。すでに記述したように、修了した時点の事実に基づく証明書なので、修了時点の事実と異なる現在の氏名で証明することは適切でないからである。

（参考例１）

再発行

○○○○号

修　了　証　明　書

氏　名
年　　月　　日生

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年９月29日厚生労働省告示第538号）に規定する研修の（＊該当する研修課程名）研修課程を修了したことを証明する。

年　　月　　日　修了
年　　月　　日　再発行

研修指定事業者名
代表者名　　印
※役職・再発行時の代表者氏名及び代表者印

（参考例２）

再発行

○○○○号

修　了　証　明　書

氏　名
年　　月　　日生

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年９月29日厚生労働省告示第538号）に規定する研修の（＊該当する研修課程名）研修課程を修了したことを証明する。

年　　月　　日　修了
（研修実施事業者名）実施

年　　月　　日　再発行
証明書発行事業者名
代表者名　　印
※役職・代表者氏名及び代表者印

（参考例３）

（＊研修課程名）研修修了者証明書

次の者について、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年９月29日厚生労働省告示第538号）に規定する研修の（*該当する研修課程名）研修課程の修了者であることを証明します。

氏　　名

生年月日

修了証明書番号

修了年月日

証明年月日

研修事業者名

代表者名　　印

別紙８

受講者の本人確認について

１　事業者は、研修申込時又は初回の講義時等研修日程の早い段階で、下記に例示する公的機関発行の証明書等により受講者の本人確認を行う。なお、受講者に対しては募集時等に事前に周知して実施すること。

・戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の写し
・在留カード等
・各種健康保険の資格確認書
・運転免許証
・パスポート
・年金手帳
・生活保護受給証明書
・国家資格等を有する者については、免許証または登録証
・マイナンバーカード（個人番号カード）　※　表面の情報のみ　　等

２　証明書は原本を確認の上、その写しを保管する。

３　「障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実績報告書」（第７号様式）の本人確認実施欄に実施した旨を記載して提出する。

４　研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書により確認する趣旨であるため、受講申込書等に記載された現住所と本人確認書類の住所が同一であることまで求めるものではない。

５　家庭内暴力の被害者等事情により公的機関の発行する証明書の提示又は提出が困難な受講者については、県に連絡をする。

別紙９

事業廃止する場合の取扱い

１　研修事業の廃止

指定を受けた研修事業を今後一切実施しないことになった場合は、廃止届を提出すること。

事業を廃止する場合には、次のことに留意すること。

（１）事業者は、修了者名簿を永年保存し、研修修了者から修了証明書の再発行を求められた場合に対応できる体制を整備すること。

（２）その他の研修事業に関する書類も規定の５年間は保存すること。

（３）研修修了者に対して、研修事業を廃止したこと及び今後の連絡先を周知すること。

（４）統廃合等で他の法人・団体等に業務が引き継がれる場合も、上記（１）～（３）が確実に行われるようにすること。

（５）法人を解散する場合は、県から指定を受けている研修事業者に修了者名簿及び修了証明書再発行業務を引き継ぐ等、上記（１）が実施できるようできる限り手配し、研修修了者に今後の連絡先を周知すること。

引き継ぎ先が確保できず、やむを得ない場合は、その旨を県に申し出ること。

２　研修事業廃止届出後、期間を置いて上記１（４）及び（５）の状況になった場合等

廃止の届出時点では事業者指定を受けていた法人・団体自体は存在していたが、その後統廃合や法人解散等の状況になった場合も、台帳及び修了者名簿の保管及び修了証明書の再発行に対応する必要がある。

また、上記１（４）及び（５）において引き継ぎを受けた法人・団体がさらに他の法人・団体に業務を引き継ぐことになった場合も同様である。

この場合においても、研修修了者に今後の連絡先を周知するほか、県に対しても、必ず引き継ぎ先及び連絡先を文書で連絡すること（任意様式）。

参考資料

○指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等

（平成十八年九月二十九日）
（厚生労働省告示第五百三十八号）

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第二百九号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等
（令五厚労告一六七・改称）
（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等）
第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五条第一項の規定に基づき指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、同令第七条において準用する同令第五条第一項の規定に基づき重度訪問介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの、同項の規定に基づき同行援護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同項の規定に基づき行動援護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同令第四十四条第一項の規定に基づき基準該当居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、同令第四十八条第二項において準用する同令第四十四条第一項の規定に基づき基準該当重度訪問介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの、同項の規定に基づき基準該当同行援護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同項の規定に基づき基準該当行動援護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

一　介護福祉士

二　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第二号の指定を受けた学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者（以下「実務者研修修了者」という。）

三　居宅介護職員初任者研修（障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）の介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、次条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する

厚生労働大臣が定める基準(平成二十四年厚生労働省告示第七十一号)別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

四　障害者居宅介護従業者基礎研修(障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

五　重度訪問介護従業者養成研修(重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものに対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、当該障害者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、別表第二から別表第五までに定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

六　同行援護従業者養成研修(視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、別表第六又は別表第七に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

七　行動援護従業者養成研修(知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、別表第八に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

八　平成二十五年三月三十一日において現に居宅介護職員初任者研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

九　平成二十五年三月三十一日において現に障害者居宅介護従業者基礎研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十　平成十八年九月三十日において現に重度訪問介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十一　平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十二　平成十八年九月三十日において現に行動援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十三　平成二十五年三月三十一日において現に居宅介護職員初任者研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であって、平成二十五年四月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十四　平成二十五年三月三十一日において現に障害者居宅介護従業者基礎研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であって、平成二十五年四月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十五　平成十八年九月三十日において現に重度訪問介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であって、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十六　平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であって、平成二十三年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十七　平成十八年九月三十日において現に行動援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であって、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十八　介護職員初任者研修課程（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。）を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十八の二　生活援助従事者研修課程（介護保険法施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する生活援助従事者研修課程をいう。）を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を終了した旨の証明書の交付を受けた者

十九　平成十八年三月三十一日において現に身体障害者居宅介護等事業（法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第六項に規定する身体障害者居宅介護等事業をいう。）、知的障害者居宅介護等事業（法附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第七項に規定する知的障害者居宅介護等事業をいう。）又は児童居宅介護等事業（法附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十

二年法律第百六十四号)第六条の二第七項に規定する児童居宅介護等事業をいう。)に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

二十　この告示による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第二百九号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。)第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

二十一　平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

二十二　平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

(平二三厚労告三三五・平二四厚労告二〇八・平二五厚労告六・平二五厚労告一〇四・平二六厚労告一四三・平二七厚労告一五六・平二八厚労告一八三・平三〇厚労告八四・令三厚労告八七・令五厚労告一六七・令五こども庁厚労告二・一部改正)

(準用)
第二条　居宅介護職員初任者研修の課程は、介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表第一の課程を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同告示の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

講義及び演習の項	老化	障害
	認知症	認知症・行動障害
	障害	老化

(平二五厚労告一〇四・全改、平三〇厚労告八四・一部改正)
改正文　(平成二四年三月三〇日厚生労働省告示第二〇八号)　抄
平成二十四年四月一日から適用する。
改正文　(平成二五年一月一八日厚生労働省告示第六号)　抄
平成二十五年四月一日から適用する。
改正文　(平成二五年三月二九日厚生労働省告示第一〇四号)　抄
平成二十五年四月一日から適用する。

改正文　（平成二六年三月三一日厚生労働省告示第一四三号）　抄
平成二十六年四月一日から適用する。ただし、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十条第一項又は第二十四条第一項の申請を行った者(以下「申請者」という。)に係る第五の規定による改正後の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)の規定の適用については、同告示の規定中「障害支援区分」とあるのは「障害程度区分」と、第六の規定による改正後の厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号)の規定の適用については、同告示の規定中「及び障害支援区分」とあるのは「及び障害程度区分」と、「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号)第1条第3号」とあるのは「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第5号)による改正前の障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号)第2条第2号」と、「同条第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同条第5号」とあるのは「同条第4号」と、「同条第6号」とあるのは「同条第5号」と、「同条第7号」とあるのは「同条第6号」と、第七の規定による改正後の厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号)の規定の適用については、同告示の規定中「障害支援区分」とあるのは「障害程度区分」とし、申請者であって第七の規定による改正前の厚生労働大臣が定める基準第十一号又は第二十四号の基準に該当するものは、第七の規定による改正後の厚生労働大臣が定める基準第四号、第十二号又は第二十五号に該当するものとみなす。
改正文　（平成二七年三月二七日厚生労働省告示第一五六号）　抄
平成二十七年四月一日から適用する。
改正文　（平成二八年三月三一日厚生労働省告示第一八三号）　抄
公布の日から適用する。ただし、第二の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。
改正文　（平成三〇年三月二二日厚生労働省告示第八四号）　抄
平成三十年四月一日から適用する。
附　則　（令和元年一二月二七日厚生労働省告示第二一三号）
(適用期日)
第一条　この告示は、令和二年四月一日から適用する。
(経過措置)
第二条　この告示による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第五及び別表第八に定める内容は、令和四年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。
(令三厚労告八七・一部改正)
第三条　指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの第一条第五号に規定する重度訪問介護従業者養成研修又は同条第七号に規定する行動援護従業者養成研修(次項において「研修」と総称する。)の事業を行う者は、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第五又は別表第八に定める内容に代えて、この告示による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第五又は別表第八に定める内容により、当該事業を行うことができる。
(令三厚労告八七・一部改正)

第四条　令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に、附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされたこの告示による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第五又は別表第八に定める内容以上の内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は、この告示による改正後の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第五又は別表第八に定める内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者とみなす。
（令三厚労告八七・一部改正）
附　則　（令和三年三月二三日厚生労働省告示第八七号）　抄
（施行期日）
第一条　この告示は、令和三年四月一日から施行する。
附　則　（令和五年三月三一日厚生労働省告示第一六七号）　抄
（適用期日）
第一条　この告示は、令和五年四月一日から適用する。
（経過措置）
第二条　この告示の適用前にこの告示による改正前のそれぞれの告示の規定により厚生労働大臣が行った行為は、この告示の適用後は、この告示による改正後のそれぞれの告示の相当規定により相当の国の機関がした行為とみなす。
改正文　（令和五年一〇月一六日／こども家庭庁／厚生労働省／告示第二号）　抄
令和六年四月一日から適用する。ただし、別表第六及び別表第七に係る改正規定は、令和七年四月一日から適用する。また、令和三年三月三十一日において視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者又は障害児に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けていたもの（令和六年三月三十一日において法第五条第四項に規定する同行援護の事業を行う事業所の従業者であった者に限る。）にあっては、令和九年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等第一条第六号に規定する者に該当するものとみなす。

別表第一（第四号関係）

（平二五厚労告一〇四・追加）

区分	科目	時間数	備考
講義	福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	三	
	障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	四	
	居宅介護に関する講義	三	居宅介護従業者の職業倫理に関する講義を行うこと。
	障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義	三	
	基礎的な介護技術に関する講義	三	

	家事援助の方法に関する講義	四	
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	五	
演習	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	四	
	基礎的な介護技術に関する演習	一〇	
	事例の検討等に関する演習	三	
実習	生活介護を行う事業所等のサービス提供現場の見学	八	
合計		五〇	

別表第二（第五号関係）

（平二五厚労告一〇四・旧別表第一繰下・一部改正）

区分	科目	時間数	備考
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	二	重度訪問介護に従事する者の職業倫理に関する講義を行うこと。
	基礎的な介護技術に関する講義	一	
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	五	
	外出時の介護技術に関する実習	二	
合計		一〇	

別表第三（第五号関係）

（平二五厚労告一〇四・旧別表第二繰下・一部改正、平二六厚労告一四三・一部改正）

区分	科目	時間数	備考
講義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	四	
	コミュニケーションの技術に関する講義	二	
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	一	
実習	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	三	在宅等で生活する障害支援区分五又は六である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を一か所以上含むこと。
合計		一〇	

（注）
この表に定める研修の課程は、別表第二に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

別表第四（第五号関係）

（平二四厚労告二〇八・追加、平二五厚労告一〇四・旧別表第三繰下・一部改正）

区分	科目	時間数	備考
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	二	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）附則第四条及び第十三条に係る別表第三第一号に定める基本研修（以下「基本研修」という。）に相当する研修課程
	基礎的な介護技術に関する講義	一	
	コミュニケーションの技術に関する講義	二	
	喀痰（かくたん）吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	三	基本研修に相当する研修課程
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	三	基本研修に相当する研修課程
演習	喀痰（かくたん）吸引等に関する演習	一	基本研修に相当する研修課程
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	三	
	外出時の介護技術に関する実習	二	
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	三・五	
合計		二〇・五	

（注）
この表に定める研修の課程は、別表第二、別表第三並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条及び第十三条に係る別表第三第一号に定める内容を含むものとする。

別表第五（第五号関係）
（平二六厚労告一四三・追加、平二七厚労告一五六・令元厚労告二一三・一部改正）

区分	科目	時間数	備考
講義	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	一・五	
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	五	
演習	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	一	

	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	三	
	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	一・五	
合計		一二	

別表第六(第六号関係)
(平二三厚労告三三五・追加、平二四厚労告二〇八・旧別表第三繰下、平二五厚労告一〇四・旧別表第四繰下・一部改正、平二六厚労告一四三・旧別表第五繰下、令五こども庁厚労告二・一部改正)

区分	科目	時間数	備考
講義	外出保障	一	
	視覚障害の理解と疾病①	一	
	視覚障害の理解と疾病②	〇．五	視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業を行った者から、当該事業における研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者」という。)にあっては、受講を免除する。
	視覚障害者(児)の心理	一	
	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	一．五	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあっては、受講を免除する。
	同行援護の制度	一	
	同行援護従業者の実際と職業倫理	二．五	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあっては、受講を免除する。
講義・演習	情報提供	二	
	代筆・代読①	一	

	代筆・代読②	〇．五	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあっては、受講を免除する。
演習	誘導の基本技術①	四	
	誘導の基本技術②	三	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあっては、受講を免除する。
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	四	
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	一	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあっては、受講を免除する。
	交通機関の利用	四	
合計		二八	

別表第七（第六号関係）
（平二三厚労告三三五・追加、平二四厚労告二〇八・旧別表第四繰下、平二五厚労告一〇四・旧別表第五繰下・一部改正、平二六厚労告一四三・旧別表第六繰下・一部改正、令五こども庁厚労告二・一部改正）

区分	科目	時間数	備考
講義	サービス提供責任者の業務	一	
	様々な利用者への対応	一	
	個別支援計画と他機関との連携	一	
	業務上のリスクマネジメント	一	
	従業者研修の実施	一	
	同行援護の実務上の留意点	一	
合計		六	

（注）
この表に定める研修の課程は、別表第六に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

別表第八（第七号関係）
（平二七厚労告一五六・全改、令元厚労告二一三・一部改正）

区分	科目	時間数	備考
講義	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	一・五	
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	五	
	強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	三	
	強度行動障害と生活の組立てに関する講義	〇・五	

演習	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	一	
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	三	
	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	一・五	
	障害特性の理解とアセスメントに関する演習	三	
	環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	三	
	記録に基づく支援の評価に関する演習	一・五	
	危機対応と虐待防止に関する演習	一	
合計		二四	

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
第22条第１項及び第２項に定める法律一覧

（第１項）
一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）
二　身体障害者福祉法
三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
四　生活保護法
五　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
六　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）
七　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
八　介護保険法
九　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）
十　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）
十一　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）
十二　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
十三　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
十四　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
十五　公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）
十六　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）

（第２項）
一　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
二　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）
三　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）
四　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
六　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）
七　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）
八　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）
九　臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）
十　前項各号に掲げる法律

○神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月28日条例第75号）　抜粋

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　暴力団排除　暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は県民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
（２）　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。
（３）　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。
（４）　暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。
（５）　暴力団経営支配法人等　法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。
（６）　暴力団事務所　暴力団の活動の拠点となる施設又は施設の区画された部分をいう。
（７）　暴力団排除特別強化地域　暴力団排除を特に強力に推進する必要がある地域として、別表の左欄に掲げる市区のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる地域をいう。
（８）　特定営業　次に掲げる営業をいう。
ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第２条第１項に規定する風俗営業
イ　風営法第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業
ウ　風営法第２条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業
エ　風営法第２条第 13 項に規定する接客業務受託営業
オ　設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第１項の許可を受けて営むもの（風営法第２条第４項に規定する接待飲食等営業又はウに該当するものを除く。）
カ　風俗案内（異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業又は歓楽的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供を受けようとする者の求めに応じ、有償又は無償で、当該情報を提供することをいう。）を行うための施設を設けて、当該施設において、風俗案内を行う営業
キ　道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業（アからカまでのいずれかに該当するものを除く。）
（ア）　アからカまでのいずれかに該当する営業に関し、客引きをすること。
（イ）　アからカまでのいずれかに該当する営業に関し、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。
（ウ）　アからカまでのいずれかに該当する営業に係る役務に従事するよう勧誘すること。
（エ）　写真又は映像の被写体となる役務であって、対価を伴うものに従事するよう勧誘すること。
（９）　特定営業者　特定営業を営む者をいう。
一部改正〔令和４年条例 50 号〕

（利益供与等の禁止）
第 23 条　事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。
（１）　暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
（２）　暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
２　事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
（１）　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りな

がら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。

（２）　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。

（３）　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。

（４）　暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。

（５）　正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築又は修繕を請け負うこと。

（６）　儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。

（７）　前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

３　何人も、前２項の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を公安委員会に通報するよう努めなければならない。

附　則

１　この条例は、平成 23 年４月１日から施行する。

２　知事は、この条例の施行の日から起算して５年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則（平成 24 年９月４日条例第 47 号）

この条例は、公布の日から起算して２月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

（平成 24 年 10 月公安委員会規則第５号で、同 24 年 10 月 30 日から施行）

附　則（平成 30 年３月 30 日条例第 41 号）

この条例は、平成 30 年７月１日から施行する。

附　則（令和４年７月 29 日条例第 50 号）

この条例は、令和４年 11 月１日から施行する。

附　則（令和４年９月６日条例第 55 号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。